

令和３年度 第２回
鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会（合同協議会）

議事次第

日時：令和３年１２月１４日（火）１３：３０～１５：３０

１．開 会

２．挨 拶

３．議 事

（１） 取組方針の改訂案について

．．．．資料－１

４．閉 会

令和３年度 第２回
 鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外大規模氾濫減災協議会
 鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外流域治水協議会
 出席者名簿

日時： 令和３年１２月１４日（火） １３：３０～

所 属	役職名	氏 名
四 日 市	市 長	森 智 広 (代理：副市長 市川 典子)
鈴 鹿 市	市 長	末 松 則 子
亀 山 市	市 長	櫻 井 義 之
川 越 町	町 長	城 田 政 幸
朝 日 町	町 長	矢 野 純 男 (代理：防災保全課長 柴田 慎也)
菰 野 町	町 長	柴 田 孝 之 (代理：安全安心対策室長 黒田 雅啓)
津 市	市 長	前 葉 泰 幸
松 阪 市	市 長	竹 上 真 人 (代理：建設部長 伊藤 篤)
多 気 町	町 長	久 保 行 央
明 和 町	町 長	世 古 口 哲 哉 (欠席)
伊 勢 市	市 長	鈴 木 健 一
玉 城 町	町 長	辻 村 修 一
大 台 町	町 長	大 森 正 信 (代理：総務課 特命監 西 保則)
度 会 町	町 長	中 村 忠 彦 (代理：建設水道課長 中川 美知彦)
大 紀 町	町 長	服 部 吉 人
南 伊 勢 町	町 長	上 村 久 仁
三重県 四日市建設事務所	所 長	城 本 典 洋
三重県 鈴鹿建設事務所	所 長	片 田 悟
三重県 津建設事務所	所 長	高 木 和 広
三重県 松阪建設事務所	所 長	上 村 告
三重県 伊勢建設事務所	所 長	梅 川 幸 彦
三重県 四日市地域防災総合事務所	所 長	高 橋 建 二
三重県 鈴鹿地域防災総合事務所	所 長	藤 川 和 重
三重県 津地域防災総合事務所	所 長	山 岡 哲 也

所 属	役職名	氏 名
三重県 松阪地域防災総合事務所	所 長	辻 修 一 (代理：副所長兼地域調整防災室長 村田 洋一)
三重県 南勢志摩地域活性化局	局 長	梅 村 和 弘
三重県 県土整備部 施設災害対策課	課 長	浅 野 覚
三重県 県土整備部 河川課	課 長	友 田 修 弘 (欠席)
三重県 県土整備部 防災砂防課	課 長	須 賀 真 司 (代理：課長補佐兼班長 大川 修)
三重県 県土整備部 下水道事業課	課 長	東 幸 伸 (代理：主幹兼係長 伊藤 隆広)
三重県 県土整備部 都市政策課	課 長	林 幸 喜 (代理：副課長兼班長 大下 賢一)
三重県 県土整備部 住宅政策課	課 長	石 塚 孝 昭 (欠席)
三重県 県土整備部 営繕課	課 長	吉 村 厚 哉 (欠席)
三重県 県土整備部 建築開発課	課 長	杉 野 健 司 (欠席)
三重県 県土整備部 港湾・海岸課	課 長	松 橋 陽 一 郎 (代理：班長 服部 由直)
三重県 県土整備部	水災害対策監	角 田 保
三重県 農林水産部 農業基盤整備課	課 長	堀 江 正 征 (代理：班長 山越 裕)
三重県 農林水産部 治山林道課	課 長	真 弓 伸 郎
近畿日本鉄道(株) 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部 長	布 施 徳 彦 (代理：主査 藤田 幸宏)
四日市あすなろう鉄道(株) 鉄道営業部	部 長	小 川 美 和 (代理：運輸課長 渡部 一博)
気象庁 津地方気象台	台 長	白 川 嘉 茂
林野庁 三重森林管理署	署 長	石 上 公 彦 (欠席)
農林水産省 東海農政局 農村振興部	地方参事官	田 中 繁 世 (代理：洪水調節機能強化対策官 横山 清文)
水資源機構 三重用水管理所	所 長	川 地 悟
国土交通省 中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課 長	小 野 木 康 仁 (欠席)
国土交通省 蓮ダム管理所	所 長	鈴 木 明
国土交通省 三重河川国道事務所	所 長	菅 良 一
森林整備センター 津水源林整備事務所	所 長	田 野 中 大
中部電力株式会社 三重水力センター業務課	課 長	広 垣 和 彦
中部電力株式会社 インフラ活用事業推進ユニット	ユ ニ ッ ト 長	鬼 頭 大 介 (代理：事業創造本部主任 肥田 洋平)

(敬称略)

取組方針改定について

令和3年12月14日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会(合同協議会)

1. 大規模氾濫減災協議会、流域治水協議会の位置付け

■大規模氾濫減災協議会

想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行う。

■流域治水協議会

流域治水推進のため、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、減災協の取組方針を共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築。

協議会	大規模氾濫減災協議会 (水防法)	流域治水協議会 (任意)
目的	想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行う	流域治水推進のため、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、減災協の取組方針を共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築
協議事項	・円滑かつ迅速な避難のための取組 - 情報伝達、避難計画等／住民等への周知・教育・訓練／危機管理型ハード対策の実施、河川防災ステーションの整備 ・被害軽減のための取組 - 水防体制／多様な主体による被害軽減対策に関する事項 ・氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 ・災害時及び災害復旧に対する支援強化	■流域治水プロジェクトの策定・公表 ・河川に関する対策 ・流域に関する対策 ・避難・水防等に関する対策 ■流域治水プロジェクトのフォローアップ
規模感	1級：水系全体※分割あり 2級：水系or 複数水系	1級：水系全体※分割あり 2級：水系or 複数水系
開催時期 頻度	年1回程度 ※出水期前や融雪期などに開催されることが多い	任意の時期(策定後) ※取組の充実やロードマップの細分化など、策定後のフォローアップを実施

■ 現行取組方針の計画期間の満了

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外河川の減災に係る取組方針（以下、「取組方針」と記す）」（平成28年度策定）の計画期間の5年が経過

■ 「緊急行動計画」による被害防止・軽減対策の強化

- 平成28年台風10号等の多数の死者や甚大な経済被害の発生を受け、国交省は「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」と記す）」（平成29年6月とりまとめ、平成31年1月改定）に基づき、水災害対策の充実と加速を推進
- 多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化が必要であることから、国・県の取組方針を統合・改正（令和元年5月・6月）
- 鉄道部局・鉄道会社の参画等を踏まえ、令和2年8月に再度改正

■ 「流域治水プロジェクト」における施策の反映

- 令和元年東日本台風を期に、「気候変動を踏まえた治水対策のあり方」を、あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」へ転換（令和元年10月提言、令和2年7月答申）
- ハード・ソフト一体となった事前防災対策をあらゆる関係者により連携して計画的に推進することを目的とした流域治水協議会を設置し（令和2年8月）、施策の全体像を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ（令和3年3月策定）

取組方針の改定

現行取組項目の現状を踏まえた見直し

+

流域治水プロジェクトにおける避難・被害軽減等のソフト対策

- 概ね5年間（平成28年度～令和2年度）で達成すべき目標
鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、
「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す

■目標達成に向けた取組

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

（1）平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

2. 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組

（1）情報伝達、避難計画等に関する事項

（2）円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（1）水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

（2）市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

（3）一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項

4. 河川管理者等が実施する防災施設の整備

5. 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

■これまでの取組項目は、原則、引き続き実施かつ更なる推進

- 完了に向けて実施中、あるいは未実施の機関がある取組項目は引き続き実施。
- 一部取り組みのステップアップ

例：水害リスクの空白域の解消、持続的な水災害教育の実施と伝承、

実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施 等

- 目標時期・取組機関を適宜見直し。

■流域治水プロジェクトの施策の反映

- SNS・広報紙等を活用した情報発信、
(高齢者向けの)避難行動理解促進やマイタイムラインなどの個人防災計画、
企業等と連携した避難体制等確保、立地適正化計画の作成・防災指針の検討 等

重点項目

- 水害リスクの空白域の解消
- 持続的な水災害教育の実施と伝承
- 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施

4. 現行の取組項目の実施状況

協議会	構成市町	ページ
鈴鹿川外	四日市市 鈴鹿市 亀山市 川越町 朝日町 菰野町	P.6~8
雲出川外	津市 松阪市	P.9~11
櫛田川外	松阪市 多気町 明和町	P12~14
宮川外	伊勢市 多気町 玉城町 大台町 度会町 大紀町 南伊勢町	P15~17

4. 現行の取組項目の実施状況

～鈴鹿川外河川～

- ・ 法的に定められたリスク情報の整備・公表は概ね完了見込み
- ・ リスク情報空白域の情報整備が必要



- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画は、緊急行動計画においてもR3年度中の整備が示されており、未整備施設における作成促進が喫緊の課題
- ・ 防災教育・各種訓練の実施等は、コロナ禍で取組が滞っているケースもあるが引き続き促進・支援が必要

4. 現行の取組項目の実施状況

～鈴鹿川外河川～

避難に関する情報の整備は、
着手済み機関では概ね完了見込み

取組項目の実施状況			目標 時期	取組機関	取組機関数に対する状況別機関数の割合 ■実施機関 ■未実施・未回答機関
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取り組み					0% 20% 40% 60% 80% 100%
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項					
避難勧告の発令等に着目したタイムラインの策定			R1年度 出水期前	県 市町	100%
タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成			引き続き 実施	国 市町	50%
想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し			必要に応じて実施	市町	65%
避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討			引き続き 実施	国 市町	50%
水害時に着目した指定避難場所の見直し			引き続き 実施	市町	100%
応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備			引き続き 実施	国 県	0%
情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施			毎年度、出水期ま でに実施	国 気 県 市町	50%
水門開閉訓練の実施			引き続き 実施	県 市町	40%
三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数 時間先の水位予測などの早期の情報共有			引き続き 実施	国 県 市町	35%
報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信			引き続き 実施	国 県 市町	85%
(2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項					
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリア ルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信			引き続き 実施	国 県 市町	75%
水位、雨量情報のさらなる周知			引き続き 実施	県 市町	40%
円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備			必要に応じて実施	市町	65%
防災気象情報の改善			H29年度から実施	気	100%

4. 現行の取組項目の実施状況

～鈴鹿川外河川～

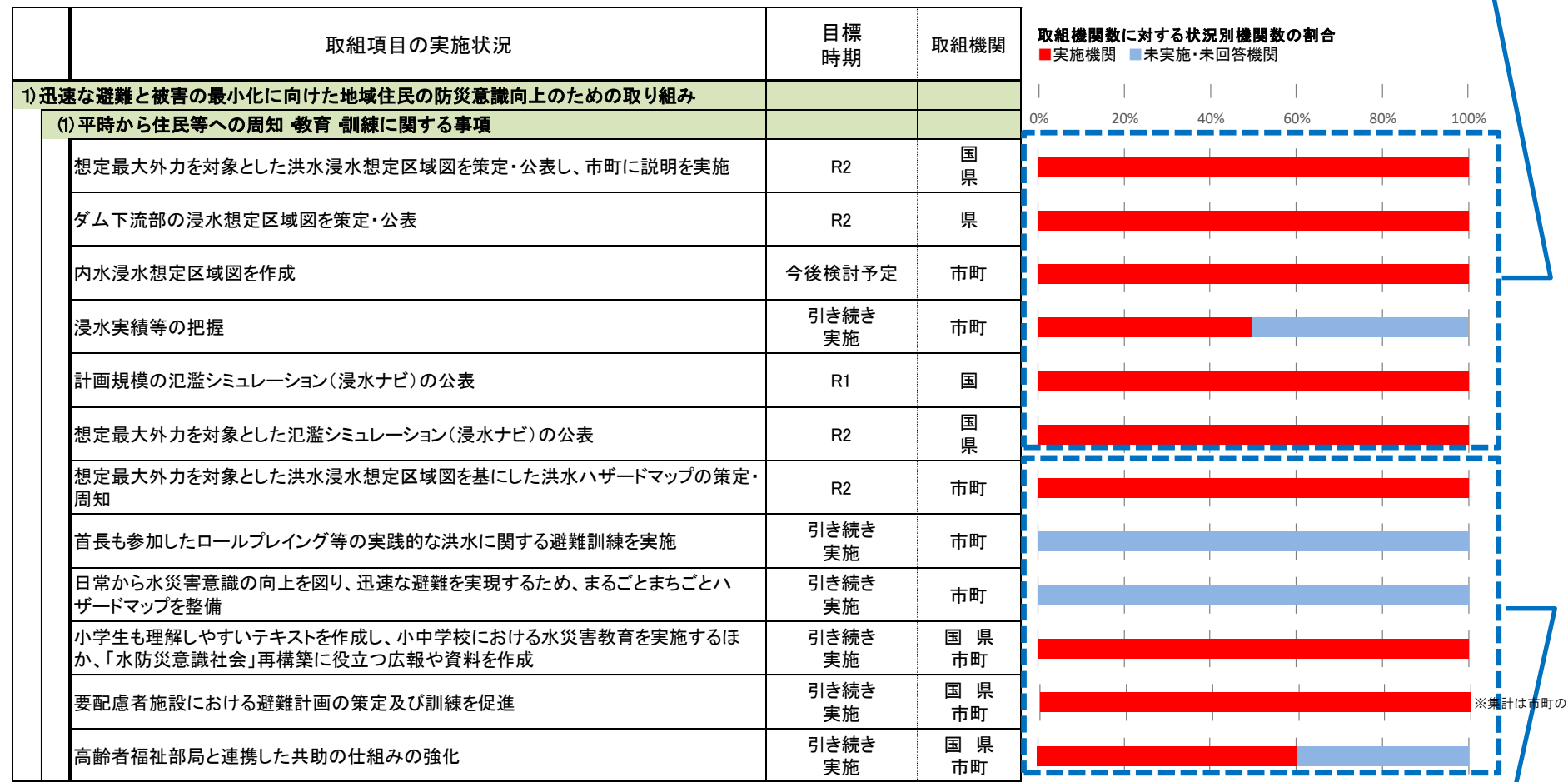
取組項目の実施状況		目標 時期	取組機関	取組機関数に対する状況別機関数の割合 ■実施機関 ■未実施・未回答機関
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取り組み				0% 20% 40% 60% 80% 100%
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項				
消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	毎年度、出水期まで実施	市町		
関係機関が連携した実働水防訓練	毎年度、出水期まで実施	国 県 市町		
迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	引き続き実施	国 県 市町		
大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育、水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き実施	国 市町		
水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標等の設置	引き続き実施	国 県		
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項				
災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	引き続き実施	国 県 市町		
(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項				
氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	H29年度から実施	国 県 市町		
排水計画に基づく排水訓練の実施	H30年度から実施	国 県 市町		
堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	引き続き実施	国 市町		
施設・庁舎の耐水化	必要に応じて実施	国 県		
水害BCP(事業継続計画)の作成	必要に応じて実施	国 県 市町		
4) 河川管理者が実施する防災施設の整備				
堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	R2年度	国 県		
優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策	引き続き実施	国 県		
本川と支川の合流部等の対策	引き続き実施	国 県		
多数の家屋や重要施設等の保全対策	引き続き実施	国 県		
5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組				
想定される土砂災害リスクの周知	区域指定後	国 県 市町		
土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	国 気 市町		
早めの避難につなげる啓発活動	引き続き実施	国 気 市町		

自衛水防・事業継続・排水計画に関する取組はあまり進捗していない

4. 現行の取組項目の実施状況

～雲出川外河川～

- ・ 法的に定められたリスク情報の整備・公表は概ね完了見込み
- ・ 浸水実績の把握、リスク情報空白域の情報整備が必要



- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画は、緊急行動計画においてもR3年度中の整備が示されており、未整備施設における作成促進が喫緊の課題
- ・ 防災教育・各種訓練の実施等は、コロナ禍で取組が滞っているケースもあるが引き続き促進・支援が必要

4. 現行の取組項目の実施状況

～雲出川外河川～

避難に関する情報の整備は、
着手済み機関では概ね完了見込み



4. 現行の取組項目の実施状況

～雲出川外河川～

取組項目の実施状況			目標 時期	取組機関	取組機関数に対する状況別機関数の割合 ■実施機関 ■未実施・未回答機関
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取り組み					0% 20% 40% 60% 80% 100%
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項					
消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	毎年度、出水期までに実施	市町			
関係機関が連携した実働水防訓練	毎年度、出水期までに実施	国 県市町			
迅速かつ確かな水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	引き続き実施	国 県市町			
大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育、水防協力団体の募集・指定を促進 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市町>	引き続き実施	国市町			
水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標等の設置	引き続き実施	国 県市町			
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項					
災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	引き続き実施	国 県市町			
3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項					
氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	H29年度から検討実施	国 県市町			
排水計画に基づく排水訓練の実施	H30年度から検討実施	国 県市町			
堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	引き続き実施	国市町			
施設・庁舎の耐水化	必要に応じて実施	国 県市町			
水害BCP(事業継続計画)の作成	必要に応じて実施	国 県市町			
4) 河川管理者が実施する防災施設の整備					
下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用	引き続き実施	県			
堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	R3年度までに着手予定	国 県			
優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策	引き続き実施	国 県			
本川と支川の合流部等の対策	引き続き実施	国 県			
多数の家屋や重要施設等の保全対策	引き続き実施	国 県			
5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組					
想定される土砂災害リスクの周知	区域指定後	国 県市町			
土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 県市町			
早めの避難につなげる啓発活動	引き続き実施	気 県市町			

自衛水防・事業継続・排水計画に関する取組はあまり進捗していない

4. 現行の取組項目の実施状況

～櫛田川外河川～

- ・ 法的に定められたリスク情報の整備・公表は概ね完了見込み
- ・ 浸水実績の把握、リスク情報空白域の情報整備が必要



- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画は、緊急行動計画においてもR3年度中の整備が示されており、未整備施設における作成促進が喫緊の課題
- ・ 防災教育・各種訓練の実施等は、コロナ禍で取組が滞っているケースもあるが引き続き促進・支援が必要

4. 現行の取組項目の実施状況

～櫛田川外河川～

避難に関する情報の整備は、
着手済み機関では概ね完了見込み

取組項目の実施状況		目標 時期	取組機関	取組機関数に対する状況別機関数の割合 ■実施機関 ■未実施・未回答機関	
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取り組み				0% 20% 40% 60% 80% 100%	
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項					
避難勧告の発令等に着目したタイムラインの策定		R1年度 出水期前	国 気 県 市町		
タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成		実施済み	国 市町		
想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し		R1	市町		
避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討		R2	国 県 市町		
水害時に着目した指定避難場所の見直し		R1	市町		
応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備		必要に応じて実施	国 県		
情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施		毎年度、出水期 までに実施	国 気 県 市町		
水門閉閉訓練の実施		引き続き 実施	国 県 市町		
三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数 時間先の水位予測などの早期の情報共有		引き続き 実施	国 県 市町		
報道機関を通じた迅速かつ確な情報発信		引き続き 実施	国 県 市町		
防災施設の機能に関する情報提供の充実		引き続き 実施	国 蓮 県		
ダム放流情報を活用した避難体系の確立		引き続き 実施	蓮 県		
(2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項					
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリア ルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信		引き続き 実施	国 県 市町		
水位、雨量情報のさらなる周知		実施済み	県 市町		
避難勧告等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達		引き続き 実施	国 県 市町		
円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備		引き続き 実施	市町		
防災気象情報の改善		H29年度から	気		
ダム放流警報設備等の耐水化や改良		R2	蓮 県		

4. 現行の取組項目の実施状況

～櫛田川外河川～

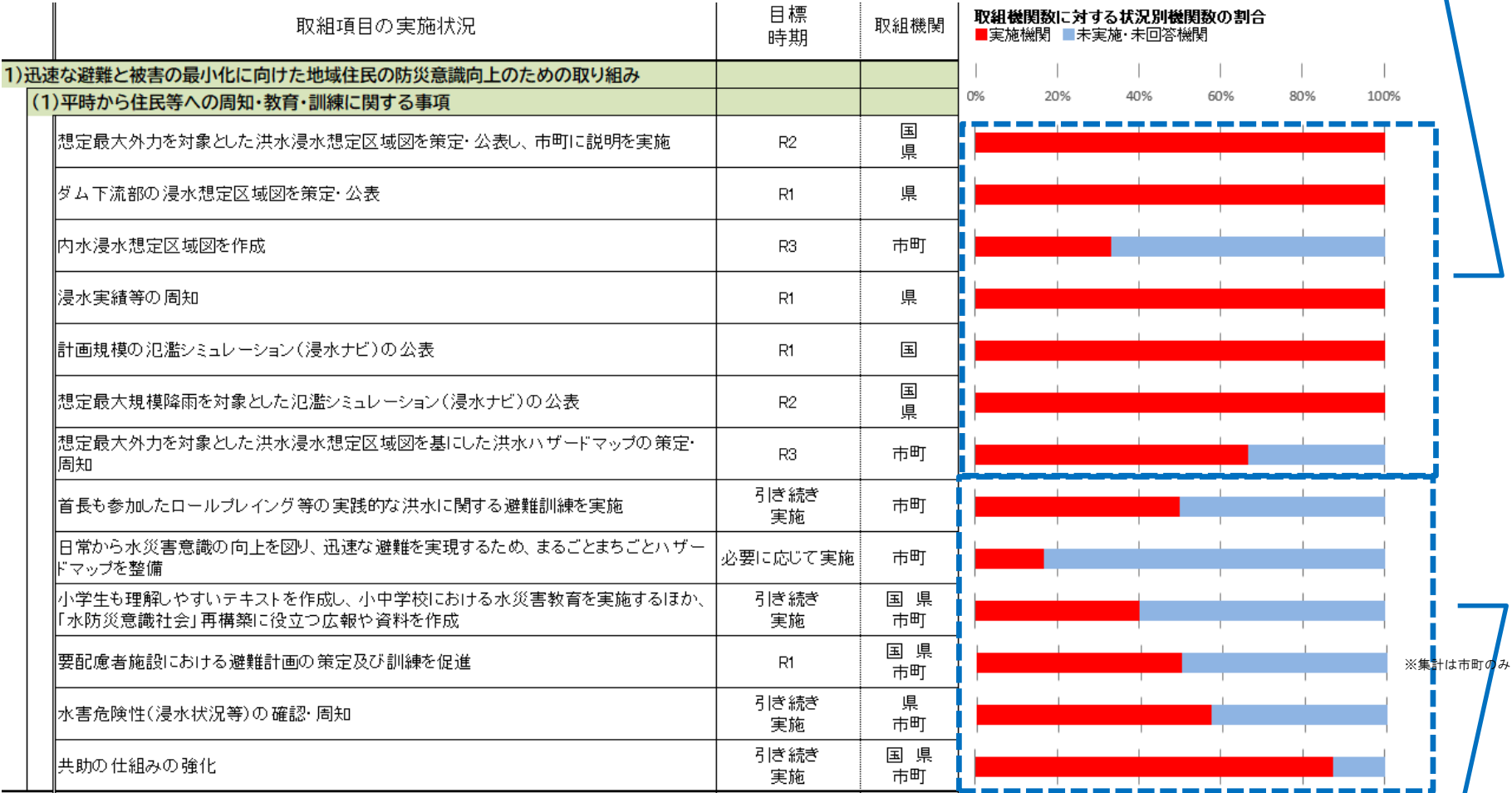
取組項目の実施状況		目標 時期	取組機関	取組機関数に対する状況別機関数の割合 ■実施機関 ■未実施・未回答機関
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取り組み				0% 20% 40% 60% 80% 100%
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項				
消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練		毎年度、出水期までに実施	市町	
関係機関が連携した実働水防訓練		毎年度、出水期までに実施	国 県 市町	
迅速かつ確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検		引き続き実施	国 県 市町	
大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育、水防協力団体の募集・指定を促進 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市町>		引き続き実施	国 市町	
水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標等の設置		引き続き実施	国 県 市町	
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項				
災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動		引き続き実施	国 県 市町	
(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項				
氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成		H29年度から検討実施	国 県 市町	
排水計画に基づく排水訓練の実施		H30年度から検討実施	国 県 市町	
堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施		引き続き実施	国 市町	
施設・庁舎の耐水化		必要に応じて実施	国 県 市町	
水害BCP(事業継続計画)の作成		必要に応じて実施	国 県 市町	
4) 河川管理者が実施する防災施設の整備				
下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用		引き続き実施	連 県	
堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施		R3年度までに着手予定	国 県	
優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策		引き続き実施	国 県	
本川と支川の合流部等の対策		引き続き実施	国 県	
多数の家屋や重要施設等の保全対策		引き続き実施	国 県	
5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組				
想定される土砂災害リスクの周知		区域指定後	国 県 市町	
土砂災害に対する警戒避難体制の整備		引き続き実施	気 県 市町	
早めの避難につなげる啓発活動		引き続き実施	気 県 市町	

自衛水防・事業継続・排水計画に関する取組はあまり進捗していない

4. 現行の取組項目の実施状況

～宮川外河川～

- ・ 法的に定められたリスク情報の整備・公表は概ね完了見込み
- ・ 浸水実績の把握、リスク情報空白域の情報整備が必要



- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画は、緊急行動計画においてもR3年度中の整備が示されており、未整備施設における作成促進が喫緊の課題
- ・ 防災教育・各種訓練の実施等は、コロナ禍で取組が滞っているケースもあるが引き続き促進・支援が必要

4. 現行の取組項目の実施状況

～宮川外河川～

避難に関する情報の整備は、
着手済み機関では概ね完了見込み

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

避難勧告の発令等に着目したタイムラインの策定	R1年度 出水期までに実施	国 気 県 市町	
タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	引き続き 実施	国 市町	
H28年度中に公表予定の想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の 発令基準の見直し	必要に応じて実施	市町	
避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討	必要に応じて実施	市町	
水害時に着目した指定避難場所の見直し	R3	市町	
応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	必要に応じて実施	国 県	
情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	毎年度、出水期ま でに実施	国 気 県 市町	
水門開閉訓練の実施	引き続き 実施	県 市町	
三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数 時間先の水位予測などの早期の情報共有	引き続き 実施	国 県 市町	
報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信	引き続き 実施	国 県 市町	
防災施設の機能に関する情報提供の充実	引き続き 実施	国 県	
ダム放流情報を活用した避難体系の確立	引き続き 実施	国 県	

(2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリア ルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	引き続き 実施	国 県 市町	
水位、雨量情報のさらなる周知	実施済み	県 市町	
円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備	引き続き 実施	市町	
防災気象情報の改善	H29年7月 から実施	気	
ダム放流警報設備等の耐水化や改良	必要に応じて実施	国 県	

4. 現行の取組項目の実施状況

～宮川外河川～

取組項目の実施状況			目標 時期	取組機関	取組機関数に対する状況別機関数の割合 ■実施機関 ■未実施・未回答機関
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取り組み					0% 20% 40% 60% 80% 100%
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項					
消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	毎年度、出水期までに実施	市町			
関係機関が連携した実働水防訓練	毎年度、出水期までに実施	国 県 市町			
迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	毎年度、出水期までに実施	県 市町			
大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育、水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き実施	市町			
水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標等の設置	引き続き実施	国 県 市町			
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項					
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	引き続き実施	市町			
(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項					
氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	H29年度から検討実施	国 県 市町			
排水計画に基づく排水訓練の実施	H30年度から検討実施	国 県 市町			
堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	引き続き実施	国 市町			
施設・庁舎の耐水化	実施済み	国 県			
水害BCP(事業継続計画)の作成	実施済み	国 県 市町			
(4) ダムの危機管理型の運用方法の高度化					
下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用	引き続き実施	県			
4) 河川管理者が実施する防災施設の整備					
堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	R3年度までに着手検討	国 県			
優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策	引き続き実施	国 県 市町			
本川と支川の合流部等の対策	引き続き実施	国 県			
多数の家屋や重要施設等の保全対策	引き続き実施	国 県			
5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組					
想定される土砂災害リスクの周知	区域指定後	国 県 市町			
土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 県 市町			
早めの避難につなげる啓発活動	引き続き実施	気 県 市町			

自衛水防・事業継続・排水計画に関する取組はあまり進捗していない

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (案)

令和3年12月〇〇日

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

四日市市、鈴鹿市、亀山市、川越町、朝日町、菰野町、
三重県県土整備部、三重県四日市建設事務所、三重県鈴鹿建設事務所、
三重県四日市地域防災総合事務所、三重県鈴鹿地域防災総合事務所
気象庁津地方気象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社、
四日市あすなろう鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	4
3. 鈴鹿川外河川の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況と課題	9
5. 減災のための目標	12
6. 概ね5年間で実施する取組	13
7. フォローアップ	16

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

鈴鹿川水系においては、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 3 市（四日市市、鈴鹿市、亀山市）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会（以下「連絡会」という。）鈴鹿川委員会（以下「委員会」という。）を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

四日市圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う四日市市、川越町、朝日町、菰野町、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重

県が「四日市圏域県管理河川水防災協議会」を、鈴鹿・亀山圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う鈴鹿市、亀山市、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方気象台、三重県が「鈴鹿・亀山圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの取り組み進捗を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの「鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）をとりまとめた。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されておらず、大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の分かりやすい説明・周知やハザードマップの改訂・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 洪水浸水想定区域図における浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの改訂に取り組む。
- 鈴鹿市、四日市市の低平地や河口デルタでは、堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する一方、氾濫形態によっては地区内への避難や垂直避難が困難となり広域避難を要するため、避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 治水安全度を向上させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等を重点的に実施する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第3条を根拠として協議会において作成したものである。
(※協議会で対象とする鈴鹿川外河川とは次表の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	鈴鹿川水系
二級水系	朝明川水系
	海蔵川水系
	三滝川水系
	天白川水系
	金沢川水系
	堀切川水系
	中ノ川水系
	田中川水系
	志登茂川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	四日市建設事務所 所長	
	鈴鹿建設事務所 所長	
	四日市地域防災総合事務所 所長	
	鈴鹿地域防災総合事務所 所長	
市町	四日市市 市長	
	鈴鹿市 市長	
	亀山市 市長	
	菰野町 町長	
	朝日町 町長	
	川越町 町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	
	四日市あすなろう鉄道株式会社 鉄道営業部 部長	

3. 鈴鹿川外河川の概要と主な課題

(1) 鈴鹿川外河川の概要と氾濫特性

<鈴鹿川水系>

鈴鹿川水系は、三重県の北部に位置し、安楽川を合わせ河口より 5km 付近の地点で鈴鹿川派川を分派したのち、内部川を合わせ伊勢湾に注ぐ幹川流路延長 38km、流域面積 323km² の一級河川である。

氾濫域には、三重県四日市市、鈴鹿市、亀山市の 3 市があり、ＪＲ関西本線、紀勢本線、伊勢鉄道、近鉄名古屋線、新名神高速道路及び東名阪自動車道、一般国道 1 号、一般国道 23 号、一般国道 25 号等があり、この地方の交通の要衝となっている。このように発達した交通網を背景に、四日市市の臨海部には石油コンビナート群をはじめとした産業が発達し、鈴鹿市、亀山市では自動車産業や電子部品等を中心とした工業が発達しており、多くの人口・資産、行政・医療機関、駅といった重要な公共施設も多数存在し、経済の中核が広がっている。

一方、鈴鹿川水系の上流部は、地質的に風化が著しく、山崩れの素因となっており、土砂の流出が多く、河川に点在する横断工作物により堆積土砂が顕著で、流下能力上の阻害となっている。鈴鹿川源流から流れ出た洪水は急峻な地形の山間渓谷をぬって流出し、河口部に比べて河床勾配が急な中流部の亀山市では、流水の破壊力が大きく、河岸侵食による家屋の倒壊・流失等の可能性がある。

また、下流部の四日市市や鈴鹿市は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば短時間で水没し、浸水が長期化するほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があるなどの氾濫特性をもつことから、その被害は甚大となることが想定される。

<外河川>

朝明川は三重県と滋賀県との県境に位置する釈迦ヶ岳の南に連なる根の平峠に源を発し、東流して焼合川、田光川などの支川を合流し、伊勢湾に注ぐ幹線流路延長 25.29km、流域面積 87.10km² の二級河川である。朝明川の流域は、伊勢平野の北部にあたる菰野町、四日市市、朝日町、川越町の 1 市 3 町からなり、西側には鈴鹿山脈が南北に連なり、東西方向に傾斜した地形となっている。

海蔵川は、菰野町千草より東流して四日市市下海老町にて竹谷川と合流し、四日市市で伊勢湾に注ぐ流域面積 43.8 km²、幹線流路延長 18.7 km（法定区間）の二級河川である。鈴鹿山脈の山麓部を源流とする海蔵川は、全体に流れの緩やかな河川である。その流域は三重県北部に位置し、四日市市、菰野町の 1 市 1 町からなり、その中流部は志氏神社古墳を始めとした数多くの遺跡が存在する古くから開けた地域であり、下流部では特定重要港湾四日市港が位置するなど、この地域における社会・経済の基盤と成っている。

三滝川は、その源を三重と滋賀との県境鈴鹿山脈の御在所山(標高 1210m)に発し、菰野町を東流して、支川金溪川・矢合川を合流し、四日市市で伊勢湾に注ぐ、流域面積 62.3 km²、幹線流路延長 23.3 km（法定区間）の二級河川である。その流域は三重県北部に位置し、四日市市、菰野町の 1 市 1 町からなり、上流部

は自然豊かな山々に囲まれた地域であり、三滝川沿いの湯の山温泉は古くから温泉街として栄え、下流部では特定重要港湾四日市港が位置するなど、この地域における社会・経済の基盤と成っている。

堀切川は、その源を三重県鈴鹿市御園町、稻生山丘陵に発し、鈴鹿市西部の田園地帯を東流し、伊勢鉄道伊勢線、近鉄名古屋線を越えて寺家町に入ると、北東に向きを変え、左支川釜屋川を合わせ、同市白子において白子港から伊勢湾に注ぐ、流路延長 4.7km、流域面積 18.29km² の二級河川である。流域の関係市は、伊勢平野中央部に位置する鈴鹿市であり、堀切川水系は、同市の南部に位置している。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<鈴鹿川水系>

○昭和 34 年 9 月洪水（台風 15 号、伊勢湾台風）

鈴鹿川河口では海岸堤防が 250m にわたって決壊し、旧楠町や四日市市の海岸部では甚大な被害を被った。

被害は、死者・行方不明者 115 名、全壊 1,250 戸、家屋浸水約 18,000 戸に及んだ。※ 1

○昭和 49 年 7 月洪水（低気圧）

総雨量は三重県平野部で 300mm、山間部で 400mm を越す大雨となり、安楽川上流の野登では最大時間雨量 130mm に達した。この豪雨の影響で、鈴鹿川、安楽川、内部川等至るところで決壊し、伊勢湾台風を上回る大出水となった。

被害は、死者・行方不明者 2 名、家屋の全壊 7 戸、家屋浸水約 4,800 戸、浸水面積約 7,500ha に及んだ。※ 2

<外河川>

○昭和 28 年 9 月洪水（台風 13 号）

中心勢力が上陸時で最大風速 40m/s という大型台風であったのと、台風通過時がちょうど伊勢湾の満潮時と重なったため、三重県を始めとする伊勢湾沿岸各地で高潮を伴う甚大な風水害が生じた。四日市市域においては、近鉄全線が運休し、午起海岸堤防の決壊により避難者は 500 名ほどに達した。罹災者総数は 60,636 人にのぼり、総人口の 46%に及んだ。

○平成 12 年 9 月洪水（台風 14 号）

本州上の前線に台風 14 号からの暖かい湿った空気が継続的に流入したため、東海地方を中心に記録的な大雨となった。（東海豪雨） 連続雨量は 575mm 時間最大雨量は 120.5mm。死者 1 名、負傷者 1 名、床上浸水 178 戸、床下浸水 1,975 戸

(2) 鈴鹿川外河川の現状と課題

<鈴鹿川水系>

鈴鹿川水系では、昭和 13 年 8 月に、記録的豪雨により未曾有の災害をうけたことから、昭和 17 年から直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成 20 年に鈴鹿川水系河川整備基本方針、平成 28 年

に鈴鹿川水系河川整備計画が策定された。これまでに引堤や、堤防の新設が進められてきているなど、洪水被害の軽減が図られてきている。また、鈴鹿川及び鈴鹿川派川の河口部については、昭和 28 年 9 月の台風の被害により高潮対策事業が実施されたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風により甚大な被害を受けたことから、伊勢湾高潮対策事業として再度事業が実施された。その後、平成 15 年には南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

＜外河川＞

朝明川の治水事業としては、昭和 49 年度から広域基幹河川改修事業が実施されており、河口から中下野井堰までの 9,918m の区間において、河道整備が行われている。

海蔵川は川幅が狭い事による河積不足の為に洪水がおこりやすく、大雨が降ると度々、流域住民を困らせてきた。そこで洪水による災害を防止するため、築堤や護岸工事を始めとした治水事業が実施されてきた。

三滝川は、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口から四日市橋付近までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。

堀切川における治水事業としては、昭和 34 年度から伊勢湾高潮対策事業として河口から 1.4km 区間までの改良復旧工事を行っている。また、河川局部改良事業、小規模河川改修事業により、近鉄名古屋線橋梁から上流端の護岸整備を行っている。さらに、昭和 63 年度からは、高潮対策事業として、下流区間で排水機場、堤防嵩上げ、引堤等の整備が実施されている。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生、また氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有しているが、水害リスクが地域住民に十分に認識されていないため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 鈴鹿市、四日市市の低平地や河口デルタでは、氾濫流の到達時間が早く、また浸水が広範囲にわたり、加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

○「鈴鹿川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフト一体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、鈴鹿川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

※ 1 三重四川治水史より集計

※ 2 水害統計より集計

4. 現状の取組状況と課題

鈴鹿川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○ 洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。	A
	○ 水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。	
	○ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	B
避難指示、緊急安全確保の発令基準	○ 市は、避難指示、緊急安全確保の発令に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令。	
	● 住民の確実で安全な避難のために深夜や早朝を避けての避難勧告等を発令するタイミングの難しさや発令範囲の特定が困難である。	C
避難場所、避難経路	○ ハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	
	○ 避難経路は図上訓練等を通して、住民自らが選定するよう指導している。	
	● 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域に応じた避難場所、避難経路の検討がされていない。	D
	● 避難に関する知識に地域格差が生じている。	
	● 避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として	

	利用されている。	
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	E
	● 避難指示等の避難情報を発信している防災メールへの登録について、十分に住民に普及していない。	
	● 防災スピーカーのみに頼る住民も多く、他の情報伝達手段が浸透していない。	
	● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策が必要である。	
避難誘導体制	○ 市職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	
	● 夜間、荒天時には、避難誘導時の誘導者及び住民双方の安全の確保が必要である。また、避難経路が変更された場合には避難誘導体制の検討が必要である。	F
	● 自主防災組織における安全確保の基準が設けられていない。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHKを通じて津地方気象台から水防管理者に通知がされている。	
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。	
	○ 危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されていない。	G
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市職員、消防団が巡視を実施している。	
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、全ての人が水防に関する十分な知識を有している訳ではない。	H
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	

	○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○ 市庁舎、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、コミュニティセンター等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能の整備を進めている。	
	● 災害時に防災拠点となる施設が浸水区域内に存在する。	J

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	K

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削を実施している。	
	○ 堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	L
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

鈴鹿川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を策定・公表し、市町に説明を実施	A	R4 年度	県
・ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	A	R4 年度	県
・ 水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）	A	引き続き実施	県、市町
・ 浸水検討や浸水実績などの資料を市に提供し、避難等を的確に行えるよう支援	C,D	随時	県
・ 水害危険性の確認（浸水状況等の確認等）	A,B	引き続き実施	県
・ 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	引き続き実施	県
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	引き続き実施	市町
・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施	市町
・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施	市町
・ 小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ 住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むために、市民向けの防災講座を実施	E	引き続き実施	県、市町
・ SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町、鉄道会社
・ 共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ 高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ 企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町

■ 水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項		
・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見直し	C	必要に応じて実施 三重河川国道、県、市町、津地方気象台
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	C	引き続き実施 三重河川国道、市町
・想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発令基準の見直し	C	必要に応じて実施 市町
・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順序の検討	C	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	引き続き実施 市町
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	D	必要に応じて実施 三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町、津地方気象台
・水門開閉訓練の実施	K	毎年度実施 県、市町
・三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数時間先の水位予測などの早期の情報共有	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項		
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・水位、雨量情報のさらなる周知	B,E	引き続き実施 県、市町
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	必要に応じて実施 市町
・防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて実施 津地方気象台

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 市町
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力団体の募集・指定を促進	G,H,I	引き続き実施 三重河川国道、市町
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	I	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		

・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	J	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項			
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	K	必要に応じて見直し	三重河川国道、県、市町
・排水計画に基づく排水訓練の実施	K	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	K	引き続き実施	三重河川国道、市町
・施設・庁舎の耐水化	K	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町
・水害 BCP（事業継続計画）の作成	K	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町

4）河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	L	引き続き実施	県
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させるためのハード対策	L	引き続き実施	三重河川国道、県
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県
・多数の家屋や重要施設等の保全対策（樹木伐採、河道掘削等の実施）	J,L	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討	J,L	引き続き実施	市町

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5）土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知	L	引き続き実施	県、市町、津地方気象台
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	L	引き続き実施	県、市町、津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,L	引き続き実施	県、市町、津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 雲出川外河川の減災に係る取組方針 (案)

令和3年12月〇〇日

雲出川外大規模氾濫減災協議会

津市、松阪市、三重県県土整備部、三重県津建設事務所、三重県松阪建設事務所、
三重県津地域防災総合事務所、三重県松阪地域防災総合事務所
気象庁津地方气象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	4
3. 雲出川外河川の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況と課題	9
5. 減災のための目標	12
6. 概ね5年間で実施する取組	13
7. フォローアップ	16

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

雲出川水系においては、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 2 市（津市、松阪市）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会雲出川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

雲出川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う津市、松阪市、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重県が「雲出川圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの取り組み進捗を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの「雲出川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）をとりまとめた。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫域が広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 洪水浸水想定区域図における、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。
- 津市、松阪市の低平地や河口デルタでは、堤防が決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性がある一方、氾濫形態によっては地区内への避難や垂直避難が困難となり広域避難を要する。また、急激に水位上昇をする特性がある河川も存在することから、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、これらのケースにおける避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 治水安全度を向上させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等を重点的に実施する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第 3 条を根拠として本協議会において作成したものである。(※本協議会で対象とする雲出川外河川とは下表の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	雲出川水系
二級水系	中ノ川水系 田中川水系 志登茂川水系 安濃川水系 岩田川水系 相川水系 碧川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	津建設事務所 所長	
	松阪建設事務所 所長	
	津地域防災総合事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
市町	津市 市長	
	松阪市 市長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

3. 雲出川外河川の概要と主な課題

(1) 雲出川外河川の概要と氾濫特性

<雲出川水系>

雲出川は、三重県の中部に位置し、八手俣川等の支川を合わせながら東流し、伊勢平野に出て波瀬川、中村川等を合わせて、その後、雲出古川を分派して伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 55km、流域面積 550km² の一級河川である。

氾濫域には、津市、松阪市の 2 市があり、伊勢自動車道、国道 23 号、近鉄大阪線、近鉄名古屋線、JR 名松線等この地方の根幹をなす交通網が発達している。これらの交通網を背景に津市久居地区や臨海部に工業団地が造成され、造船業等の重工業も盛んであるなど、この地域における社会・経済の中核が広がっている。

一方、雲出川流域の地形は、山地を蛇行し、侵食と堆積を繰り返しながら発達した河岸段丘や沖積平野を形成してきた。河口部は、河床勾配がほぼ水平となり、土砂が堆積しやすく、河口デルタ地帯が広がっている。このようにして侵食・堆積を繰り返してきた平野部は、古くから洪水のたびに氾濫してきた一方、沿川の市街地は河岸段丘上に形成され、洪水時には中流部に存在する無堤部（霞堤）で洪水を一時貯留するなど浸水を許容する土地利用がなされてきた。しかし、近年においては、浸水のおそれのある低平地の一部で市街化が進行している状況にある。また、支川波瀬川については、小流域かつ上流部での河床勾配が約 1/10～1/100 と急峻で、時間雨量 30mm 以上の降雨が発生すると、概ね 1～2 時間程度で急激に水位が上昇する特性がある。

一度氾濫が起これば津市・松阪市の低平地が水没し、浸水が長期化する可能性があることから、その被害は甚大となることが想定される。

<外河川>

志登茂川は、津市芸濃町棕本に位置する農業用ため池横山池に源を発し、東南方向を流れ、途中、中の川、前田川、横川、毛無川を合わせ、伊勢湾へと注ぐ、幹川流路延長 14.75km、流域面積 49.19 km² の二級河川である。その流域は、三重県の中南勢地域に位置し、流域は、津市市域（旧津市、旧河芸町、旧芸濃町、旧安濃町の一部）が中心となり、山地の一部に亀山市、鈴鹿市が入る。

安濃川は、その源を津市芸濃町の山間部に発し、東流して忍田地先において平野部に至り、津市安濃町を南東流し津市において穴倉川・美濃屋川を合わせ、東に向きを変えた後伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 23.9km（法定区間）、流域面積 110.7 km² の二級河川である。

岩田川は、その源を津市片田薬王寺町地先の貯水池に発して東流し、浜垣内地先に三泗川を合流させた後に南東へ流向を変え、津市街地を貫流した後に伊勢湾に注ぐ幹川流路延長 11.7 km（法定区間）、流域面積 33.0 km² の二級河川である。

相川は、その源を三重県津市のほぼ中央に位置する農業用のため池、風早池に発し、同市久居北口町・久居相川町を東流しながら天神川、河口部で川関川、月見川等を合わせた後、伊勢湾に注ぐ、流路延長約 6.50km、流域面積約 23.93 km² の二級河川である。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<雲出川水系>

○昭和 34 年 9 月洪水（台風第 15 号、伊勢湾台風）

台風の接近に伴い 1 時間雨量 40～60mm の強い雨が数時間降り続き、記録的な洪水となった。雲出川本川の各所で破堤し、総雨量は川上雨量観測所 525mm、白山雨量観測所 470mm を記録した。流域での洪水被害は、被災家屋約 3,000 戸に及んだ。

○昭和 57 年 8 月洪水（台風第 10 号）

総雨量は 807.5mm、最大日雨量 722.5mm、最大時間雨量 85mm に達し、中村川上流の松阪市嬉野町上小川と津市美杉町下之川の山中を中心に集合豪雨に見舞われた。雲出川は支川中村川で破堤し、流域での洪水被害は被災家屋約 1,400 戸に及んだ。

<外河川>

○昭和49年7月洪水

紀伊半島南方にあった熱帯低気圧がゆっくりと紀伊半島東部を北上したため、津市では、2時間雨量109.5mm、24時間雨量330.5mmの記録的な集中豪雨に見舞われた。毛無川及び前田川が破堤、志登茂川及び毛無川が氾濫し、浸水面積 1,313ha、浸水家屋7,024戸という未曾有の被害となった。安濃川や岩田川では溢水及び内水によりあわせて5千戸をこえる家屋が浸水するという甚大な被害が発生した。

○平成 16 年 9 月洪水（台風第 21 号と前線による集中豪雨）

日雨量としては津地方気象台の観測史上最多となった。志登茂川では、溢水及び内水による浸水被害が発生し、夕方の満潮時になると、横川の近鉄橋梁付近より、越水し横川左岸堤内地へと水が流れ込んだ。

相川流域では、床上浸水 33 戸、床下浸水 180 戸の被害が発生した。

(3) 雲出川外河川の現状と課題

<雲出川水系>

雲出川水系では、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風による甚大な被害を契機として、昭和 36 年に直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成 18 年 9 月に「雲出川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 26 年 11 月に「雲出川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、河口から築堤、河道掘削等が実施されてきており、支川中村川では洪水時に流下阻害となっていた鉄道橋梁の架け替えが行われるなど、洪水被害の軽減が図られている。また、雲出川及び雲出古川の河口部では、昭和 28 年 9 月の台風第 13 号による高潮災害を受け、海岸災害防止事業として三重県から委託を受けた国が、高潮堤防を概成させたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾等高潮対策事業を三重県が実施した。平成 15 年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

＜外河川＞

志登茂川の治水事業としては、昭和34年の伊勢湾台風の被害を受け、伊勢湾等高潮対策事業として防潮堤が築かれた。また、昭和49年の集中豪雨を受けて激甚災害対策特別緊急事業が実施された。

さらに河道改修の懸案区間であった市道江戸橋の改築に関連して、広域基幹河川改修事業により平成13年より着手し、令和元年に完成している。平成27年9月に「志登茂川水系河川整備基本方針」が策定され、平成27年11月に「志登茂川水系河川整備計画」が策定されているところである。

安濃川は昭和34年9月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口からJR橋までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。平成15年3月に「安濃川水系河川整備基本方針」が策定され、平成15年5月に「安濃川水系河川整備計画」が策定されているところである。

岩田川は、昭和34年9月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口からJR橋までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。また、岩田川の支川である三泗川（延長1.25km）は洪水時には安濃川の洪水が三泗堤防より越流してきて、岩田川に流下させる役割も持っているため、安濃川及び岩田川の改修に併せて全川改修を進めていく必要がある。平成15年3月に「岩田川水系河川整備基本方針」が策定され、平成15年5月に「岩田川水系河川整備計画」が策定されているところである。

相川下流部は、昭和28年台風13号により甚大な被害を被り、災害復旧事業により改修が始まり、その後伊勢湾台風の被害を受け、伊勢湾高潮対策事業により高潮堤の築堤及び河川改修がなされている。平成3年からは相川本川の改修に中小河川改修事業として着手している。平成22年6月に「相川水系河川整備基本方針」が策定され、平成22年11月に「相川水系河川整備計画」が策定されているところである。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下の通りである。

- ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水被害が発生する可能性があることや、支川波瀬川は短時間での急激な水位上昇の洪水特性を有しているものの、水害リスクが地域住民に十分に認知されていないため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 津市、松阪市の低平地や河口デルタでは、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整

備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

- 「雲出川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフト体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、雲出川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

雲出川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大外力の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。	A
	○水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。	
	○想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	
	● 浸水想定がない区域がある。	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	B
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	
避難指示、緊急安全確保の発令基準	○ 市町は、避難指示、緊急安全確保の発令に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令。	C
	● 避難率を高める必要がある。	
	● 発令対象エリアと発令順序について整理を行う必要がある。	
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	D
	● 特別警報発表時など、全ての避難所を同時かつ迅速に開設することが困難である。	
	● 浸水区域外への広域避難について未検討である。	
	● 避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。	E
	● 防災行政無線が聞こえにくいという地域住民の意見もあり補完する施設や対策が必要である。	
	● 災害時要援護者への情報伝達方法が未検討である。	
	● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策が必要である。	

避難誘導体制	○ 市職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	
	● 避難が必要な全ての方の避難誘導体制を構築することが人道的に困難である。	F
	● 災害時要援護者への避難誘導方法が未検討である。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHK を通じて津地方気象台から水防管理者に通知がされている。	
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。	
	○ 危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されているとは限らない。	G
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市職員、消防団が巡視を実施している。	
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、水防に関する知識を有しているとは限らない。	H
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I
市庁舎等の水害時における対応	○ 市庁舎支所、消防等の防災機関の施設、学校、コミュニティセンター等、災害時における応急対策活動拠点としての機能の検討を進めている。	
	● 災害時に防災拠点となる支所や消防署等の施設が浸水区域内に存在する。	J

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水	K

	計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	
	● 自治体排水施設は農林、下水道、建設の各部局に分散しており、運用方法については連携しながら検討をする必要がある。	

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削を実施している。	L
	○ 堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

雲出川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を策定・公表し、市町に説明を実施	A	R4 年度 県
・ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	A	R4 年度 県
・ 水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）	A	引き続き実施 県、市
・ 内水浸水想定区域図を作成	A	今後検討予定 市
・ 想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	引き続き実施 県
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	引き続き実施 市
・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施 市
・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施 市
・ 小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施 三重河川国道、県、市
・ 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施 三重河川国道、県、市
・ SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市、鉄道会社
・ 共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施 三重河川国道、県、市
・ 高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施 三重河川国道、県、市
・ 企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施 三重河川国道、県、市

■ 水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 情報伝達、避難計画等に関する事項		
・ 避難指示の発令等に着目したタイムラインの見直し	C	必要に応じて実施 三重河川国道、県、市、津地方気象台
・ タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの見直し	C	必要に応じて実施 三重河川国道、市
・ 想定最大規模浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発令基準の見直し	C	必要に応じて実施 市

・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順序の検討	C	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	引き続き実施	市
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	D	必要に応じて実施	三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期 までに実施	三重河川国道、津地 方気象台、県、市
・水門開閉訓練の実施	K	毎年度実施	県、市
・三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用した早期の情報共有	E	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Ｌアラート、Ｌ字放送を用いた情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施	三重河川国道、県
・避難のためのダム放流情報提供	A,E,F	引き続き実施	県
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施	市町
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項			
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・水位、雨量情報の更なる周知	B,E	引き続き実施	県、市
・避難指示等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達	C,G	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	H28 年度から検討	市
・防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて実施	津地方気象台

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期 までに実施 市
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期 までに実施 三重河川国道、 県、市
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	毎年度、出水期 までに実施 三重河川国道、 県、市
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力団体の募集・指定を促進。	G,H,I	引き続き実施 三重河川国道、市
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	G	引き続き実施 三重河川国道、 県、市
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	J	引き続き実施 三重河川国道、 県、市
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項		

・ 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	K	必要に応じて見直し	三重河川国道、 県、市
・ 排水計画に基づく排水訓練の実施	K	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・ 堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	K	引き続き実施	三重河川国道、市
・ 施設・庁舎の耐水化	K	必要に応じて実施	三重河川国道、 県、市
・ 水害 BCP(事業継続計画) の作成	K	必要に応じて実施	三重河川国道、 県、市

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
・ 下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合におけるダム、排水施設の操作方法等、危機管理運用（事前放流等の実施、体制構築）	K	引き続き実施	県
・ 堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	L	引き続き実施	県
・ 優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させるためのハード対策	L	引き続き実施	三重河川国道、県
・ ダムの操作規則の点検	K	引き続き実施	県
・ 本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県
・ 多数の家屋や重要施設等の保全対策（樹木伐採、河道掘削等の実施）	J,L	引き続き実施	三重河川国道、県、 市
・ 立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討	J,L	引き続き実施	市

■ 水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
・ 想定される土砂災害リスクの周知	L	引き続き実施	県、市、 津地方気象台
・ 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	L	引き続き実施	県、市、 津地方気象台
・ 早めの避難につなげる啓発活動	E,L	引き続き実施	県、市、 津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 橿田川外河川の減災に係る取組方針 (案)

令和3年12月〇〇日

橿田川外大規模氾濫減災協議会

松阪市、多気町、明和町、三重県県土整備部、三重県松阪建設事務所、
三重県 松阪地域防災総合事務所、気象庁津地方気象台、
国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、蓮ダム管理所、
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	4
3. 櫛田川外河川の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況と課題	9
5. 減災のための目標	12
6. 概ね5年間で実施する取組	13
7. フォローアップ	16

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

橿田川水系においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 1 市 2 町（松阪市、多気町、明和町）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所、蓮ダム管理所で構成される三重四川災害対応連絡会橿田川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

橿田川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う松阪市、多気町、明和町、国土交通省、気象庁津地方气象台、三重県が「橿田川圏域県管理河川水防

災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの取り組み進捗を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの「櫛田川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）をとりまとめた。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 洪水浸水想定区域図における浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。
- 下流部の沿川の低平地では、堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性があり、また、流域が小さく、急激に水位上昇をする流出特性がある河川も存在する。このことから、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、これらのケースにおける避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 治水安全度を向上させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等を重点的に実施する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第 3 条を根拠として本協議会において作成したものである。(※本協議会で対象とする櫛田川外河川とは下表の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	櫛田川水系
二級水系	碧川水系 三渡川水系 阪内川水系 金剛川水系 中川水系 笹笛川水系 大堀川水系 外城田川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部地方整備局 蓮ダム管理所 所長	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	松阪建設事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
市町	松阪市 市長	
	多気町 町長	
	明和町 町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

3. 櫛田川外河川の概要と主な課題

(1) 櫛田川外河川の概要と氾濫特性

<櫛田川水系>

櫛田川水系は、三重県中部に位置し、蓮川等の支川を合わせながら伊勢平野に出て佐奈川を合わせた後、松阪市法田で祓川を分派し伊勢湾に注ぐ幹川流路延長 87 km、流域面積 436km² の一級河川である。

氾濫域には、松阪市、多気町、明和町の 1 市 2 町があり、ＪＲ紀勢本線、ＪＲ参宮線、近鉄山田線、国道 23 号、42 号、166 号等の県内主要都市、名古屋や大阪方面を結ぶ動脈が発達している。流域の主要産業は電気機械産業（電子部品）、農業（松阪肉牛、茶、椎茸）、食品産業（海苔）等で、また、多気町の多気クリスタルタウンをはじめとし、松阪市や明和町でも工業団地の整備が進められ、この地方の社会・経済の中樞が広がっている。

一方、櫛田川流域の地形は、本川上流部の山地部と本川中流の河岸段丘、及び本川下流の松阪市の市街地を中心とする平野部とに大別され、中流部は掘込河道区間となっており、河岸侵食による家屋の倒壊・流失等の可能性がある。また、下流部は低平地が広がっており、一度堤防決壊による氾濫が起これば、氾濫流が拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があるなどの氾濫特性をもつことから、その被害は甚大となることが想定される。また、支川佐奈川については、流域面積が 20km² にも満たない小流域で降った雨が一気に流出する特性がある。

また、櫛田川流域は日本有数の多雨地帯である大台ヶ原に隣接し、上流部での年平均降水量が約 2,500 mm を越えているため古くから洪水災害が発生してきた。

<外河川>

三渡川は、その源を三重県松阪市小阿坂町の鉢ヶ峰に発し、松阪市西部を東流しながら、岩内川、堀坂川、百々川等の支川を合流した後、松阪市松崎浦において伊勢湾に注ぐ、流路延長約 21.1 km、流域面積約 54.31 km² の二級河川である。

その流域は、三重県の中央部に位置し、松阪市の 1 市からなり、山地部は針葉樹の植林が広がり、中上流域から下流部にかけて水田地帯の集落を縫うように流下し、下流部の感潮・汽水域には広大な干潟が形成されるなど、豊かな自然環境を有している。

金剛川は、松阪市の中心部に広がる松阪低地を形成した河川で、その源は山室町妙楽寺の南にあり、山室山及び山室町を過ぎると東に向かって流れ、久保町焼橋付近までは用水路となり北に向い、垣鼻町や朝田町方面では堤防がある河川となる。その後、西野々町で真盛川と名古須川を合わせ、高須町で勢々川を合わせ、河口部で愛宕川を合わせて、大口の入江から海に注ぐ、総流路延長 21.7km、流域面積 50.92km² の二級河川である。

笹笛川は、三重県多気郡明和町池村及び三重県度会郡玉城町上田辺に位置する農業用ため池斎宮調整池に源を発し、明和町中央部を北西方向へ流れ、伊勢湾に注ぐ二級河川で、流域面積 13.2km²、流路延長は河口から斎宮調整池までが約 11.2km の二級河川である。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

< 櫛田川水系 >

○昭和 34 年 9 月洪水（台風第 15 号、伊勢湾台風）

台風の接近に伴い 1 時間雨量 40～60mm の強い雨が数時間続き、記録的な洪水となった。櫛田川本川の各所で破堤し、流域での洪水被害は、被災家屋約 3,800 戸に及んだ。

○昭和 57 年 8 月洪水（台風第 10 号）

台風の接近に伴い断続的な強い雨が降り、総雨量は蓮観測所 673mm、宮前観測所 462mm、粥見観測所 473mm を観測し櫛田川本川上流域を中心に豪雨となった。流域での洪水被害は、被災家屋 13 戸であった。

○平成 6 年 9 月洪水（台風第 26 号）

流域で最大 1 時間雨量 40～60mm を記録し、総雨量は波瀬観測所 552mm を観測した。櫛田川下流部において計画高水位を上回り、漏水が発生するなど堤防が危険な状態であった。大臣管理区間の洪水被害は、被災家屋 5 戸であった。

< 外河川 >

三渡川の流域で発生した主要な洪水被害としては、平成 5 年 11 月に百々川にて越水し、床下浸水 20 戸の被害が生じている。平成 12 年 9 月の東海豪雨では床下浸水 56 戸、床上浸水 5 戸の被害が生じている。最近では、平成 16 年 9 月の台風 21 号の襲来により、百々川の越水による道路の冠水や、内水氾濫により床下浸水 119 戸、床上浸水 28 戸の被害が生じた。

金剛川の流域で発生した主要な洪水被害としては、昭和 42 年 10 月の台風 34 号による名古屋川の破堤、昭和 46 年 8 月から 9 月の台風 23、25、26 号と秋雨前線による金剛川の破堤、昭和 47 年 9 月の台風 20 号と豪雨による内水、及び昭和 51 年 9 月の台風 17 号と豪雨による愛宕川・名古屋川の溢水がある。

このうち、昭和 42 年 10 月の台風では名古屋川が破堤するなど内水被害を含めた浸水家屋 1,597 戸に加え、倒壊家屋 246 戸に及ぶ被害が発生した。また、昭和 46 年 8 月から 9 月の台風及び秋雨前線においても、金剛川の破堤により 1,691 戸の浸水被害にみまわれた。

笹笛川の流域で発生した主要な洪水被害としては、昭和 47 年 9 月台風 20 号、昭和 49 年 7 月集中豪雨、昭和 51 年 9 月台風 17 号、昭和 57 年 9 月台風 18 号、平成 2 年 9 月台風 19 号等による家屋浸水を伴う浸水被害が挙げられる。昭和 49 年 7 月の集中豪雨では、浸水面積 492ha、浸水家屋 41 戸の被害が生じている。

(3) 櫛田川の現状と課題

< 櫛田川水系 >

櫛田川水系での本格的な治水事業は、昭和 7 年に三重県により着手され、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風による甚大な被害を契機として、昭和 37 年から直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成 15 年 10 月に「櫛田川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 17 年 8 月に「櫛田川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、河

口からの築堤、漏水対策等が実施されてきており、平成3年には蓮ダムが完成するなど、洪水被害の軽減が図られている。また、河口部では、昭和28年9月の台風第13号による高潮災害を受け、海岸災害防止事業として三重県から委託を受けた国が、高潮堤防を概成させたが、昭和34年9月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾等高潮対策事業を三重県が実施した。平成15年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

＜外河川＞

三渡川における治水事業は、昭和40年から災害関連事業として部分的な改修が行われ、昭和47年からは堀坂川合流点からJR名松線まで局部改良事業が行われた。昭和51年より中小河川改修事業として着手し、現在は広域河川改修事業として改修を進めている。

百々川は、昭和52年より高潮対策として排水機場及び松ヶ崎水門が改修された。昭和63年より小規模河川改修として着手し、現在は広域河川改修事業として改修を進めている。平成20年9月に「三渡川水系河川整備基本方針」が策定され、平成21年1月に「三渡川水系河川整備計画」が策定されているところである。三渡川流域内における治水事業は実施されているものの、流下能力の小さい狭窄部の存在、河積不足を起こしている鉄道橋・道路橋の存在等、現況河道には課題が残されている。

金剛川は、昭和42年の災害を契機に上流から下流にかけて災害復旧事業が実施されてきた。このほか、昭和42年から小規模河川改修事業、及び昭和48年から中小河川改修事業が実施された。平成29年4月に「金剛川水系河川整備基本方針」が策定され、平成29年10月に「金剛川水系河川整備計画」が策定されているところである。

笹笛川の治水事業としては、昭和34年の伊勢湾台風を契機として、伊勢湾高潮対策事業として河口から八木戸樋門（現在の笹笛川防潮水門）までの改修が行われた。また、昭和54年から八木戸樋門から国道23号までの延長約1.9kmの改修が実施され、平成4年度から国道23号より上流延長約3.4km区間の改修を暫定計画として実施している。平成29年10月に「笹笛川水系河川整備基本方針」が策定され、平成30年2月に「笹笛川水系河川整備計画」が策定されているところである。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- ハード対策が進むにつれ、地域の洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生、また氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有しているが、水害リスクが地域住民に十分に認識されていないため、的確な避難行動

のために 必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

○下流部の沿川の低平地では、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

○「櫛田川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフト一体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、櫛田川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

櫛田川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大外力の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。	A
	○水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。	
	○想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	
	● 浸水想定がない区域がある。	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	B
避難指示、緊急安全確保の発令基準	○ 市町は、避難指示、緊急安全確保の発令に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令。	
	● 住民の安全で確実な避難のために、深夜や早朝を避けての避難勧告等を発令するタイミングや発令対象エリア、発令順序の整理が必要。	C
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	
	● 浸水想定区域内に避難所が立地している地区もあり、浸水区域外への広域避難について検討がされていない。	D
	● 避難所の収容人数の確保が必要である。	
	● 避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。	

	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。 ● 避難情報の情報伝達手段が住民に十分浸透していない可能性がある。また、災害時要援護者への情報伝達方法の検討が不十分である。 ● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策を充実させるが必要である。	E
避難誘導体制	○ 市町職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。 ● 夜間、荒天時においては、避難誘導時の誘導者及び住民双方の安全の確保が必要である。 ● 災害時要援護者への避難誘導方法の検討が不十分である。	F

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHKを通じて津地方気象台から水防管理者に通知がされている。 ○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防を担う消防団等と現地を確認している。 ○ 危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。 ● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを周知しているが、必ずしも活用されていない。	G
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市職員、消防団が巡視を実施している。 ● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、全ての人が水防に関する十分な知識を有している訳ではない。	H
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。 ○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。 ● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	J

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削を実施している。	
	○ 堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	K
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

櫛田川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表し、市町に説明を実施	A	R4 年度 県
・想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	A	R4 年度 県
・水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）	A	引き続き実施 県、市町
・内水浸水想定区域図を作成	A	今後検討予定 市町
・浸水実績等の把握	A	引き続き実施 市町
・想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	引き続き実施 県
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	引き続き実施 市町
・首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施 市町
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施 市町
・小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町、鉄道会社
・共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施 三重河川国道、県、市町

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項		
・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見直し	C	必要に応じて実施 三重河川国道、県、市町、津地方気象台
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの見直し	C	必要に応じて実施 三重河川国道、市町

・想定最大浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発令基準の見直し	C	必要に応じて実施	市町
・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順序の検討	C	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	引き続き実施	松阪市 多気町、明和町
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	D	必要に応じて実施	三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、津地方気象台、県、市町
・水門開閉訓練の実施	K	毎年度実施	三重河川国道、県、市町
・三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用した早期の情報共有	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施	三重河川国道、蓮ダム、県
・避難のためのダム放流情報提供	E	引き続き実施	蓮ダム
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施	市町
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項			
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・水位、雨量情報の更なる周知	B,E	引き続き実施	県、市町
・避難勧告等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達	C,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	引き続き実施	市町
・防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて実施	津地方気象台
・ダム放流警報設備等の耐水化や改良	A,K	必要に応じて実施	蓮ダム

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 市町
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町
・迅速かつ的確な水防活動のための水防関係者間での連携・協力、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育、水防協力団体の募集・指定を促進	G,H,I	引き続き実施 三重河川国道、市町
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	G	引き続き実施 三重河川国道、県、市町

■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	J	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項			
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	J	必要に応じて見直し	三重河川国道、県、市町
・排水計画に基づく排水訓練の実施	J	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	J	引き続き実施	三重河川国道、市町
・施設・庁舎の耐水化	J	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町
・水害BCP（事業継続計画）の作成	J	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合におけるダムの操作方法等、危機管理運用（事前放流等の実施、体制構築）	K	蓮ダム
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	K	県
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させるためのハード対策	K	三重河川国道、県
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,K	三重河川国道、県、市町
・多数の家屋や重要施設等の保全対策（樹木伐採、河道掘削等の実施）	J,K	三重河川国道、県、市町
・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討	K	市町

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知	K	県、市町、津地方気象台
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	K	県、市町、津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,K	県、市町、津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 宮川外河川の減災に係る取組方針 (案)

令和3年12月〇〇日

宮川外大規模氾濫減災協議会

伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、
三重県県土整備部、三重県伊勢建設事務所、三重県松阪建設事務所、
三重県松阪地域防災総合事務所、三重県南勢志摩活性化局、
気象庁津地方气象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	4
3. 宮川外河川の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況と課題	8
5. 減災のための目標	11
6. 概ね5年間で実施する取組	12
7. フォローアップ	15

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通大臣から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

宮川水系においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 1 市 1 町（伊勢市、玉城町）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会宮川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

宮川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重県が「宮川圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防

防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの取り組み進捗を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの「宮川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）をとりまとめた。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 洪水浸水想定区域図における、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。
- 下流部での沿川の低平地では堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性があるため、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 治水安全度を向上させるための堤防整備等を重点的に実施する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第 3 条を根拠として協議会において作成したものである。（※協議会で対象とする宮川外河川とは次頁の河川を示す。）

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	笹笛川水系 大堀川水系 江川水系 外城田川水系 神津佐川水系 泉川水系 五ヶ所川水系 中の谷川水系 伊勢路川水系 大江川水系 河内川水系 村山川水系 小方川水系 古和川水系 奥川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	松阪建設事務所 所長	
	伊勢建設事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
	南勢志摩地域活性化局 局長	
市町	伊勢市 市長	
	多気町 町長	
	玉城町 町長	
	大紀町 町長	
	度会町 町長	
	大台町 町長	
	南伊勢町 町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

3. 宮川外河川の概要と主な課題

(1) 宮川外河川の概要と氾濫特性

<宮川水系>

宮川水系は、三重県の南部に位置し、大内山川等の支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し、伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 91km、流域面積 920km² の一級河川である。

氾濫域には、三重県伊勢市、玉城町の 1 市 1 町があり、伊勢自動車道、一般国道 23 号、近鉄山田線、JR 参宮線等のこの地方の根幹をなす交通網が発達しており、これらの整備に伴って海岸地域における工業立地や、年間 800 万人以上が訪れる伊勢神宮を核とした観光地化が進んでいる。また、古くから伊勢神宮との関わりが深く、神宮につながる渡し跡も残り、勢田川沿いの問屋街は、歴史的構造物を保存したまちづくりが進められており、宮川下流部には複数の土木遺産が現存するなど、この地域における社会・経済の中核が拡がり、文化の基盤を成している。

一方、宮川流域の地形は、上流域は概ね紀伊山地によって占められており、1,000m を超える標高の山々に囲まれており、中流域に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、下流域は JR 参宮線宮川橋付近から河口部にかけて三角州が広がり本川内にも特徴的な中州がある。下流部は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があり、甚大な被害が発生するリスクを有している。

また、宮川流域は、日本有数の多雨地帯である大台ヶ原が源流にあることから、年平均降水量は山間部で 3,400mm 以上、平野部で約 2,000～2,500mm となることから古くから洪水災害が発生してきた。

<外河川>

支川五十鈴川は、三重県伊勢市の八称宣山（標高 426m）に源を発し、皇大神宮（内宮）の端を流れ、朝熊川等の支川を合わせて、五十鈴川派川を分派し、河口付近で支川の勢田川・大湊川を合わせ、伊勢湾に注いでいる。桧尻川は、勢田川に流入する小支川であり、豊受大神宮（外宮）の南側に位置する高倉山（117m）に源を発し、都市排水や農業排水を受け流下し勢田川に合流する。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<宮川水系>

○昭和 49 年 7 月 7 日洪水（台風第 8 号及び集中豪雨（七夕災害））

雨量は三重県南部で 300～500mm に達した。大台山系には連続降雨 850mm 以上、さらにこの地域に端を発する水系に局地的な豪雨をもたらし、伊勢市周辺を中心に浸水被害、山・崖崩れが発生した。7 日に勢田川が氾濫し、伊勢市の広域が浸水した。被害は、浸水面積約 3,100ha、被災家屋約 14,000 戸であった。

○昭和 57 年 8 月洪水（台風第 10 号）

宮川観測所で総雨量 580mm 以上の大雨があり、伊勢市を中心に被害が発生した。被害は、浸水面積約 1,000ha、被災家屋約 2,500 戸であった。

○平成 16 年 9 月洪水（台風第 21 号）

宮川村（現 多気郡大台町）では 1 時間に 139mm の猛烈な雨を観測した。また、宮川雨量観測所でも、最大時間雨量 119mm、総雨量 753mm を記録した。基準地点の岩出で昭和 50 年の観測開始後最高水位である 10.16m を記録し、中島・大倉地区の無堤地区で越水し、洪水被害は被災家屋約 300 戸、浸水面積約 200ha であった。

○平成 23 年 9 月洪水（台風第 12 号）

降り始めからの総降水量は、宮川雨量観測所 1630mm を記録する記録的な大雨となった。洪水被害は被災家屋 196 戸、浸水面積 316ha であった。

○平成 29 年 10 月洪水（台風第 21 号）

宮川下流で年間降水量の約 1/4～1/3 の雨量を記録し、勢田川流域では甚大な被害が発生した七夕豪雨の累積雨量を大幅に上回る 584mm となった。伊勢市内では、満潮と台風による高潮・大雨のピークがほぼ同時に発生した影響もあり、雨量排水不良による浸水に加えて、勢田川・桧尻川・汁谷川からの氾濫も生じ、家屋浸水と店舗浸水を合わせて約 1,800 棟以上の浸水被害が発生した。

<外河川>

○平成 23 年 9 月洪水（台風第 12 号）

上流の気象庁の宮川観測所で 1 時間に 89mm の猛烈な雨を観測し、降り始めからの総雨量が 1,600mm 以上（8 月 31 日～9 月 5 日）に達し、中島・大倉地区において、越水および内水氾濫による浸水が生じ、床上浸水家屋 17 戸、床下浸水家屋 14 戸の被害が生じた。大内山川流域の被害状況は、地域交流センター及び阿曾公民館を含め、床上浸水 52 戸、床下浸水 59 戸、家屋損壊（半壊）2 戸が生じた。

○平成 29 年 10 月洪水（台風第 21 号）

小俣雨量観測所において観測史上最大の 539mm を記録し、外城田川上流部では、計画雨量の 2 倍を超える雨量に相当し、堤防からの越水などにより床上浸水家屋 278 戸、床下浸水家屋 250 戸の被害が生じた。

（3）宮川外河川の現状と課題

<宮川水系>

宮川水系での本格的な治水事業は、昭和 13 年 8 月洪水を契機として、三重県が岩出から下流の中小河川改修工事に着手した。その後、昭和 49 年 7 月洪水を契機に、昭和 50 年に一級河川の指定を受け、直轄河川改修事業が始められた。その後、平成 19 年 11 月に「宮川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 27 年 11 月に「宮川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、昭和 32 年に宮川ダムが完成し、昭和 49 年 7 月洪水の被害が甚大であった勢田川については、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が実施され、浚渫や引堤、護岸整備等が行われ勢田川防潮水門・排水機場も完成している。また、平成 6 年 9 月洪水、平成 16 年 9 月洪水で中流部右岸側の無堤地区で浸水被害が発生したが、浸水被害を解消することを目的とした床上浸水対策特別緊急事業により築堤

護岸や河道掘削等が実施され、洪水被害の軽減が図られてきている。また、宮川、五十鈴川、勢田川の河口部では、昭和 28 年 9 月の台風第 13 号による高潮災害を受け、高潮対策事業が実施されたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾高潮対策事業を三重県が実施した。平成 15 年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに大湊川において堤防の耐震対策が実施されてきている。

＜外河川＞

五十鈴川は、昭和 21 年から同 23 年にかけて直轄事業として改修工事を実施、同 24 年から三重県において中小河川改修事業として引き続き事業を実施している。

桧尻川は、堤内地盤が勢田川の計画洪水位よりも低く、流下能力も小さいことから内水氾濫が続いていたが、平成 19 年度までに桧尻川排水機場を完成させるとともに、桧尻橋下流の暫定改修を完了している。

大内山川は、昭和 49 年 7 月の台風 8 号で、大きな被害を受けたのを契機に、昭和 54 年度より改修が進められてきている。また、平成 23 年 9 月台風 12 号の被害を受け、阿曽地区の約 1.0km を対象に災害関連事業を実施している。

宮川水系における治水事業は実施されているものの、五十鈴川（派川含む）や桧尻川、大内山川では、流下能力不足等の課題が残されている。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生など、水害リスクが地域住民に十分に認知されていないため、的確な避難行動のために 必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 下流部の低平地では、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。
- 「宮川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフト一体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、宮川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

宮川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○ 洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大外力の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。	A
	○ 水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。	
	○ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	
	● 浸水想定がない区域がある。	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	B
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	
避難指示、緊急安全確保の発令基準	○ 市町は、避難指示、緊急安全確保の発令に関する基準に基づき発令。	C
	● 避難勧告発令等の判断、伝達マニュアルの見直しが必要となっている。	
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	D
	○ 指定緊急避難所をハザードマップに安全度ランクを付けている。	
	● 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図により浸水エリアが更新されるため、指定緊急避難場所の安全度の見直しが必要。	
	● 避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。	E
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	

	● 高齢者等は、メール、最新システム等の利用が難しい。防災無線も台風時は暴風や豪雨により聞きとりにくいことから、自ら避難情報を取得してもらえよう啓発が必要である。 ● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策が必要である。	
避難誘導體制	○ 市町職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。 ● 避難対象区域の規模が大きい地区は、消防団、職員の人数も限られており、現場での呼びかけだけは避難誘導が困難である。 ● 避難誘導の体制は確立されているが、これに即した避難訓練が未実施であるため、訓練の充実を図る必要がある。	F

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHK 等を通じて住民に周知している。 ○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。 ○ 危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。 ● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されているとは限らない。	G
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市町職員、消防団が巡視を実施している。 ● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、水防に関する知識を有しているとは限らない。	H
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。 ○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。 ● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平	

作・運用	常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	J

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備等を実施している。	
	○ 堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	K
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

宮川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表し、市町に説明を実施	A	R4 年度 県
・想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	A	R4 年度 県
・水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）	A	引き続き実施 県、市町
・内水浸水想定区域図を作成	A	引き続き実施 市町
・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	引き続き実施 県
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	引き続き実施 市町
・首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施 市町
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施 市町
・小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町、鉄道会社
・水害危険性（浸水状況等）の確認・周知（簡易浸水センサーやスマートメータ等を活用した浸水状況検知）	E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項		
・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見直し	C	必要に応じて 実施 三重河川国道、県、 市町、津地方気象台

・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	C	引き続き実施	三重河川国道、市町
・想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発令基準の見直し	C	必要に応じて実施	市町
・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順序の検討	C	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	R3 年度	市町
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	D	必要に応じて実施	三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、津地方気象台、県、市町
・水門開閉訓練の実施	K	毎年度実施	県、市町
・三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施	三重河川国道、県
・避難のためのダム放流情報提供	A,E,F	引き続き実施	県
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施	市町
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項			
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・水位、雨量情報の更なる周知	B,E	引き続き実施	県、市
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	引き続き実施	市町
・防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて実施	津地方気象台

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 市町
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	毎年度、出水期までに実施 県、市町
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力団体の募集・指定を促進。	G,H,I	引き続き実施 市町
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	G	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	J	引き続き実施 市町

■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項			
・ 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した三重河川国道事務所管内排水計画を作成	J	必要に応じて見直し	三重河川国道、県、市町
・ 排水計画に基づく排水訓練の実施	J	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ 堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	J	引き続き実施	三重河川国道、市町
・ 施設・庁舎の耐水化	J	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町
・ 水害 BCP(事業継続計画) の作成	J	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町
■ダムの危機管理型の運用方法の高度化			
・ 下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合におけるダムの操作方法等、危機管理運用（事前放流等の実施、体制構築）	-	引き続き実施	県

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
・ 堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	L	引き続き実施	県
・ 優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させるためのハード対策	K	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ 本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県
・ 多数の家屋や重要施設等の保全対策（樹木伐採、河道掘削等の実施）	J,L	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ 立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討	K	引き続き実施	市町

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取り組み

主な取組項目		目標時期	取組機関
・ 想定される土砂災害リスクの周知	K	引き続き実施	県、市町、津地方気象台
・ 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	K	引き続き実施	県、市町、津地方気象台
・ 早めの避難につなげる啓発活動	E,K	引き続き実施	県、市町、津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針
(案)

令和3年 12月 〇〇~~12~~日

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

四日市市、鈴鹿市、亀山市、川越町、朝日町、菰野町、
三重県県土整備部、三重県四日市建設事務所、三重県鈴鹿建設事務所、
三重県四日市地域防災総合事務所、三重県鈴鹿地域防災総合事務所
気象庁津地方气象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社、
四日市あすなろう鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	<u>4</u>
3. 鈴鹿川外河川の概要と主な課題	<u>5</u>
4. 現状の取組状況と課題	<u>9</u>
5. 減災のための目標	<u>12</u>
6. 概ね5年間で実施する取組	<u>13</u>
7. フォローアップ	<u>16</u>

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

鈴鹿川水系においては、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 3 市（四日市市、鈴鹿市、亀山市）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会（以下「連絡会」という。）鈴鹿川委員会（以下「委員会」という。）を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

四日市圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う四日市市、川越町、朝日町、菰野町、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重

県が「四日市圏域県管理河川水防災協議会」を、鈴鹿・亀山圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う鈴鹿市、亀山市、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方気象台、三重県が「鈴鹿・亀山圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、概ね5年間で構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの取り組み進捗を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの「鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）としてをとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されておらず、大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の分かりやすい説明・周知やハザードマップの改訂・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 洪水浸水想定区域図における浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの改訂に取り組む。
- 鈴鹿市、四日市市の低平地や河口デルタでは、堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する一方、氾濫形態によっては地区内への避難や垂直避難が困難となり広域避難を要するため、避難指示勧告の発令等に着目したタイムラインを策定し、タイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 洪水を安全に流下させる治水安全度を向上させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等を重点的に実施する。に加え、危機管理型ハード対策として堤防天端の保護等に取り組む。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第3条を根拠として協議会において作成したものである。
(※協議会で対象とする鈴鹿川外河川とは次表の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	鈴鹿川水系
二級水系	朝明川水系
	海蔵川水系
	三滝川水系
	天白川水系
	金沢川水系
	堀切川水系
	中ノ川水系
	田中川水系
	志登茂川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	四日市建設事務所 所長	
	鈴鹿建設事務所 所長	
	四日市地域防災総合事務所 所長	
	鈴鹿地域防災総合事務所 所長	
市町	四日市市 市長	
	鈴鹿市 市長	
	亀山市 市長	
	菰野町 町長	
	朝日町 町長	
	川越町 町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	
	四日市あすなろう鉄道株式会社 鉄道営業部 部長	

3. 鈴鹿川外河川の概要と主な課題

(1) 鈴鹿川外河川の概要と氾濫特性

<鈴鹿川水系>

鈴鹿川水系は、三重県の北部に位置し、安楽川を合わせ河口より 5km 付近の地点で鈴鹿川派川を分派したのち、内部川を合わせ伊勢湾に注ぐ幹川流路延長 38km、流域面積 323km² の一級河川である。

氾濫域には、三重県四日市市、鈴鹿市、亀山市の 3 市があり、JR 関西本線、紀勢本線、伊勢鉄道、近鉄名古屋線、新名神高速道路及び東名阪自動車道、一般国道 1 号、一般国道 23 号、一般国道 25 号等があり、この地方の交通の要衝となっている。このように発達した交通網を背景に、四日市市の臨海部には石油コンビナート群をはじめとした産業が発達し、鈴鹿市、亀山市では自動車産業や電子部品等を中心とした工業が発達しており、多くの人口・資産、行政・医療機関、駅といった重要な公共施設も多数存在し、経済の中核が広がっている。

一方、鈴鹿川水系の上流部は、地質的に風化が著しく、山崩れの素因となっており、土砂の流出が多く、河川に点在する横断工作物により堆積土砂が顕著で、流下能力上の阻害となっている。鈴鹿川源流から流れ出た洪水は急峻な地形の山間渓谷をぬって流出し、河口部に比べて河床勾配が急な中流部の亀山市では、流水の破壊力が大きく、河岸侵食による家屋の倒壊・流失等の可能性がある。

また、下流部の四日市市や鈴鹿市は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば短時間で水没し、浸水が長期化するほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があるなどの氾濫特性をもつことから、その被害は甚大となることが想定される。

<外河川>

朝明川は三重県と滋賀県との県境に位置する釈迦ヶ岳の南に連なる根の平峠に源を発し、東流して焼合川、田光川などの支川を合流し、伊勢湾に注ぐ幹線流路延長 25.29km、流域面積 87.10km² の二級河川である。朝明川の流域は、伊勢平野の北部にあたる菰野町、四日市市、朝日町、川越町の 1 市 3 町からなり、西側には鈴鹿山脈が南北に連なり、東西方向に傾斜した地形となっている。

海蔵川は、菰野町千草より東流して四日市市下海老町にて竹谷川と合流し、四日市市で伊勢湾に注ぐ流域面積 43.8 km²、幹線流路延長 18.7 km（法定区間）の二級河川である。鈴鹿山脈の山麓部を源流とする海蔵川は、全体に流れの緩やかな河川である。その流域は三重県北部に位置し、四日市市、菰野町の 1 市 1 町からなり、その中流部は志氏神社古墳を始めとした数多くの遺跡が存在する古くから開けた地域であり、下流部では特定重要港湾四日市港が位置するなど、この地域における社会・経済の基盤と成っている。

三滝川は、その源を三重と滋賀との県境鈴鹿山脈の御在所山(標高 1210m)に発し、菰野町を東流して、支川金溪川・矢合川を合流し、四日市市で伊勢湾に注ぐ、流域面積 62.3 km²、幹線流路延長 23.3 km（法定区間）の二級河川である。その流域は三重県北部に位置し、四日市市、菰野町の 1 市 1 町からなり、上流部

は自然豊かな山々に囲まれた地域であり、三滝川沿いの湯の山温泉は古くから温泉街として栄え、下流部では特定重要港湾四日市港が位置するなど、この地域における社会・経済の基盤と成っている。

堀切川は、その源を三重県鈴鹿市御園町、稻生山丘陵に発し、鈴鹿市西部の田園地帯を東流し、伊勢鉄道伊勢線、近鉄名古屋線を越えて寺家町に入ると、北東に向きを変え、左支川釜屋川を合わせ、同市白子において白子港から伊勢湾に注ぐ、流路延長 4.7km、流域面積 18.29km² の二級河川である。流域の関係市は、伊勢平野中央部に位置する鈴鹿市であり、堀切川水系は、同市の南部に位置している。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<鈴鹿川水系>

○昭和 34 年 9 月洪水（台風 15 号、伊勢湾台風）

鈴鹿川河口では海岸堤防が 250m にわたって決壊し、旧楠町や四日市市の海岸部では甚大な被害を被った。

被害は、死者・行方不明者 115 名、全壊 1,250 戸、家屋浸水約 18,000 戸に及んだ。※ 1

○昭和 49 年 7 月洪水（低気圧）

総雨量は三重県平野部で 300mm、山間部で 400mm を越す大雨となり、安楽川上流の野登では最大時間雨量 130mm に達した。この豪雨の影響で、鈴鹿川、安楽川、内部川等至るところで決壊し、伊勢湾台風を上回る大出水となった。

被害は、死者・行方不明者 2 名、家屋の全壊 7 戸、家屋浸水約 4,800 戸、浸水面積約 7,500ha に及んだ。※ 2

<外河川>

○昭和 28 年 9 月洪水（台風 13 号）

中心勢力が上陸時で最大風速 40m/s という大型台風であったのと、台風通過時がちょうど伊勢湾の満潮時と重なったため、三重県を始めとする伊勢湾沿岸各地で高潮を伴う甚大な風水害が生じた。四日市市域においては、近鉄全線が運休し、午起海岸堤防の決壊により避難者は 500 名ほどに達した。罹災者総数は 60,636 人にのぼり、総人口の 46%に及んだ。

○平成 12 年 9 月洪水（台風 14 号）

本州上の前線に台風 14 号からの暖かい湿った空気が継続的に流入したため、東海地方を中心に記録的な大雨となった。（東海豪雨） 連続雨量は 575mm 時間最大雨量は 120.5mm。死者 1 名、負傷者 1 名、床上浸水 178 戸、床下浸水 1,975 戸

(2) 鈴鹿川外河川の現状と課題

<鈴鹿川水系>

鈴鹿川水系では、昭和 13 年 8 月に、記録的豪雨により未曾有の災害をうけたことから、昭和 17 年から直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成 20 年に鈴鹿川水系河川整備基本方針、平成 28 年

に鈴鹿川水系河川整備計画が策定された。これまでに引堤や、堤防の新設が進められてきているなど、洪水被害の軽減が図られてきている。また、鈴鹿川及び鈴鹿川派川の河口部については、昭和 28 年 9 月の台風の被害により高潮対策事業が実施されたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風により甚大な被害を受けたことから、伊勢湾高潮対策事業として再度事業が実施された。その後、平成 15 年には南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

＜外河川＞

朝明川の治水事業としては、昭和 49 年度から広域基幹河川改修事業が実施されており、河口から中下野井堰までの 9,918m の区間において、河道整備が行われている。

海蔵川は川幅が狭い事による河積不足の為に洪水がおりやすく、大雨が降ると度々、流域住民を困らせてきた。そこで洪水による災害を防止するため、築堤や護岸工事を始めとした治水事業が実施されてきた。

三滝川は、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口から四日市橋付近までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。

堀切川における治水事業としては、昭和 34 年度から伊勢湾高潮対策事業として河口から 1.4km 区間までの改良復旧工事を行っている。また、河川局部改良事業、小規模河川改修事業により、近鉄名古屋線橋梁から上流端の護岸整備を行っている。さらに、昭和 63 年度からは、高潮対策事業として、下流区間で排水機場、堤防嵩上げ、引堤等の整備が実施されている。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生、また氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有しているが、水害リスクが地域住民に十分に認識されていないため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 鈴鹿市、四日市市の低平地や河口デルタでは、氾濫流の到達時間が早く、また浸水が広範囲にわたり、加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

○「鈴鹿川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフト一体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、鈴鹿川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

※1 三重四川治水史より集計

※2 水害統計より集計

4. 現状の取組状況と課題

鈴鹿川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○ <u>鈴鹿川洪水予報河川・水位周知河川</u> において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。	
	○ <u>水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。</u>	
	○ <u>想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。</u>	
	● 想定最大規模降雨における洪水 <u>及び高潮</u> 浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	A
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	B
<u>避難勧告、避難指示、緊急安全確保</u> の発令基準	○ 市は、 <u>避難勧告、避難指示、緊急安全確保</u> の発令に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令。	
	● 住民の確実で安全な避難のために深夜や早朝を避けての避難勧告等を発令するタイミングの難しさや発令範囲の特定が困難である。	C
避難場所、避難経路	○ ハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	
	○ 避難経路は図上訓練等を通して、住民自らが選定するよう指導している。	
	● 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域に応じた避難場所、避難経路の検討がされていない。	D
	● 避難に関する知識に地域格差が生じている。	
	● <u>避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。</u>	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難 <u>勧告指示</u> 等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外	

	スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。 ● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。 ● 避難<u>勧告指示</u>等の避難情報を発信している防災メールへの登録について、十分に住民に普及していない。 ● 防災スピーカーのみに頼る住民も多く、他の情報伝達手段が浸透していない。 ● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策が必要である。	E
避難誘導体制	○ 市職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。 ● 夜間、荒天時には、避難誘導時の誘導者及び住民双方の安全の確保が必要である。また、避難経路が変更された場合には避難誘導体制の検討が必要である。 ● 自主防災組織における安全確保の基準が設けられていない。	F

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHKを通じて津地方気象台から水防管理者に通知がされている。 ○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。 <u>○危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。</u> ● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されていない。	G
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市職員、消防団が巡視を実施している。 ● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、全ての人が水防に関する十分な知識を有している訳ではない。	H
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	

	○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○ 市庁舎、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、コミュニティセンター等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能の整備を進めている。	
	● 災害時に防災拠点となる施設が浸水区域内に存在する。	J

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	K

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削を実施している。	
	<u>○堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。</u>	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	L
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で概ね5年で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

鈴鹿川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

※本取組方針を下記の既存の取組方針を踏襲している。既存の取組の目標時期については、下記取組方針にて設定した時期を目標とする。

—・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく鈴鹿川水系の減災に係る取組方針

作成委員会：三重・四日市河川災害対応連絡会・鈴鹿川委員会

作成年月日：平成28年8月26日 目標時期：平成32（令和2）年度まで

—・鈴鹿・亀山圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組

作成委員会：鈴鹿・亀山圏域県管理河川水防災協議会

作成年月日：平成30年4月25日 目標時期：平成33（令和3）年度まで

—・四日市圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組

作成委員会：四日市圏域県管理河川水防災協議会

作成年月日：平成30年3月28日 目標時期：平成33（令和3）年度まで

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 逃げ遅れゼロ避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を策定・公表し、市町に説明を実施	A	実施済み R42 年度
・ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	A	R4 年度
・ 水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）	A	引き続き実施
・ 浸水検討や浸水実績などの資料を市に提供し、避難等を的確に行えるよう支援	C,D	随時
・ 水害危険性の確認（浸水状況等の確認等）	A,B	引き続き実施
・ 計画規模の氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	R4 年度中
・ 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	実施済み R2 年度中引き 続き実施
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	R3 年度中引き 続き実施
・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施
・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施
・ 小学生も理解しやすいテキストを作成し、 <u>継続的な小中学校等</u> における水災害教育の実施と伝承を実施するほか、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施
・ <u>実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進</u>	D,E,F	引き続き実施
・ 住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むために、市民向けの防災講座を実施	E	引き続き実施
・ <u>SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信</u>	E	引き続き実施
・ 共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施
・ <u>高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成</u>	E,F	引き続き実施
・ <u>企業等と連携した避難体制等の確保</u>	F	引き続き実施

水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み

主な取組項目	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項		
・避難 勧告 <u>指示</u> の発令等に着目したタイムラインの 策定 <u>見直し</u>	C	<u>必要に応じて実施 R4年度出水期前</u> 三重河川国道、県、市町、津地方気象台
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	C	引き続き実施 三重河川国道、市町
・想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難 勧告 <u>指示</u> 等の発令基準の見直し	C	必要に応じて実施 市町
・避難 勧告 <u>指示</u> ・ <u>緊急安全確保</u> の発令対象エリアと発令順序の検討	C	引き続き実施 三重河川国道、 <u>県</u> 、市町
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	引き続き実施 市町
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	D	<u>必要に応じて実施引き続き実施</u> 三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、 <u>県</u> 、津地方気象台、 県、市町 、津地方気象台
・水門開閉訓練の実施	K	<u>毎年度実施引き続き実施</u> 県、市町
・三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数時間先の水位予測などの早期の情報共有	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項		
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・水位、雨量情報のさらなる周知	B,E	引き続き実施 県、市町
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	必要に応じて実施 市町
・防災気象情報の改善	E,G	<u>必要に応じて実施 H29年度から実施</u> 津地方気象台

3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取り組み

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 市町
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	<u>毎年度、出水期までに実施引き続き実施</u> 三重河川国道、県、市町

・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力団体の募集・指定を促進	G,H,I	引き続き実施	三重河川国道、市町
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	I	引き続き実施	三重河川国道、県、 <u>市町</u>
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	J	引き続き実施	三重河川国道、県、 <u>市町</u>
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項			
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	K	<u>必要に応じて見直し H29年度から実施</u>	三重河川国道、県、 <u>市町</u>
・排水計画に基づく排水訓練の実施	K	<u>引き続き実施 H30年度から実施</u>	三重河川国道、県、 <u>市町</u>
・堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	K	引き続き実施	三重河川国道、市町
・施設・庁舎の耐水化	K	必要に応じて実施	三重河川国道、県、 <u>市町</u>
・水害 BCP(事業継続計画) の作成	K	必要に応じて実施	三重河川国道、県、 <u>市町</u>

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	L	R2年度 引き続き実施 H29年度から 実施	三重河川国道 県
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させる洪水を安全に流すためのハード対策	L	R2年度 引き続き実施	三重河川国道、 <u>県</u> 県
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県
・多数の家屋や重要施設等の保全対策（ <u>樹木伐採、河道掘削等の実施</u> ）	J,L	引き続き実施	三重河川国道、 <u>県、市町</u>
・ <u>立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討</u>	<u>J,L</u>	<u>引き続き実施</u>	<u>市町</u>

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
・ 想定される土砂災害リスクの周知	L	<u>引き続き実施</u> <u>区域指定後</u>	<u>三重河川国道、</u> 県、市 町、 <u>津地方気象台</u>
・ 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	L	引き続き実施	県、市町、 津地方気象台
・ 早めの避難につなげる啓発活動	E,L	引き続き実施	県、市町、 津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
雲出川外河川の減災に係る取組方針
(案)

令和3年12~~1~~月~~〇〇~~~~12~~日

雲出川外大規模氾濫減災協議会

津市、松阪市、三重県県土整備部、三重県津建設事務所、三重県松阪建設事務所、
三重県津地域防災総合事務所、三重県松阪地域防災総合事務所
気象庁津地方气象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	<u>4</u>
3. 雲出川外河川の概要と主な課題	<u>5</u>
4. 現状の取組状況と課題	<u>9</u>
5. 減災のための目標	<u>12</u>
6. 概ね5年間で実施する取組	<u>13</u>
7. フォローアップ	<u>16</u>

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

雲出川水系においては、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 2 市（津市、松阪市）、三重県、気象庁津地方気象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会雲出川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

雲出川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う津市、松阪市、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方気象台、三重県が「雲出川圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、概ね5年間で構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの取り組み進捗を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの「雲出川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）としてをとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫域が広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 公表済もしくは公表予定の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図における、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。
- 津市、松阪市の低平地や河口デルタでは、堤防が決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性がある一方、氾濫形態によっては地区内への避難や垂直避難が困難となり広域避難を要する。また、急激に水位上昇をする特性がある河川も存在することから、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、これらのケースにおける避難指示勧告の発令等に着目したタイムラインを策定し、タイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 洪水を安全に流下させる治水安全度を向上させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等を重点的に実施する。に加え、危機管理型ハード対策として堤防天端の保護等に取り組む。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第 3 条を根拠として本協議会において作成したものである。(※本協議会で対象とする雲出川外河川とは下表の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	雲出川水系
二級水系	中ノ川水系 田中川水系 志登茂川水系 安濃川水系 岩田川水系 相川水系 碧川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	津建設事務所 所長	
	松阪建設事務所 所長	
	津地域防災総合事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
市町	津市 市長	
	松阪市 市長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

3. 雲出川外河川の概要と主な課題

(1) 雲出川外河川の概要と氾濫特性

<雲出川水系>

雲出川は、三重県の中部に位置し、八手俣川等の支川を合わせながら東流し、伊勢平野に出て波瀬川、中村川等を合わせて、その後、雲出古川を分派して伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 55km、流域面積 550km² の一級河川である。

氾濫域には、津市、松阪市の 2 市があり、伊勢自動車道、国道 23 号、近鉄大阪線、近鉄名古屋線、JR 名松線等この地方の根幹をなす交通網が発達している。これらの交通網を背景に津市久居地区や臨海部に工業団地が造成され、造船業等の重工業も盛んであるなど、この地域における社会・経済の中核が拡がっている。

一方、雲出川流域の地形は、山地を蛇行し、侵食と堆積を繰り返しながら発達した河岸段丘や沖積平野を形成してきた。河口部は、河床勾配がほぼ水平となり、土砂が堆積しやすく、河口デルタ地帯が広がっている。このようにして侵食・堆積を繰り返してきた平野部は、古くから洪水のたびに氾濫してきた一方、沿川の市街地は河岸段丘上に形成され、洪水時には中流部に存在する無堤部（霞堤）で洪水を一時貯留するなど浸水を許容する土地利用がなされてきた。しかし、近年においては、浸水のおそれのある低平地の一部で市街化が進行している状況にある。また、支川波瀬川については、小流域かつ上流部での河床勾配が約 1/10～1/100 と急峻で、時間雨量 30mm 以上の降雨が発生すると、概ね 1～2 時間程度で急激に水位が上昇する特性がある。

一度氾濫が起これば津市・松阪市の低平地が水没し、浸水が長期化する可能性があることから、その被害は甚大となることが想定される。

<外河川>

志登茂川は、津市芸濃町棕本に位置する農業用ため池横山池に源を発し、東南方向を流れ、途中、中の川、前田川、横川、毛無川を合わせ、伊勢湾へと注ぐ、幹川流路延長 14.75km、流域面積 49.19 km² の二級河川である。その流域は、三重県の中南勢地域に位置し、流域は、津市市域（旧津市、旧河芸町、旧芸濃町、旧安濃町の一部）が中心となり、山地の一部に亀山市、鈴鹿市が入る。

安濃川は、その源を津市芸濃町の山間部に発し、東流して忍田地先において平野部に至り、津市安濃町を南東流し津市において穴倉川・美濃屋川を合わせ、東に向きを変えた後伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 23.9km（法定区間）、流域面積 110.7 km² の二級河川である。

岩田川は、その源を津市片田薬王寺町地先の貯水池に発して東流し、浜垣内地先に三泗川を合流させた後に南東へ流向を変え、津市街地を貫流した後に伊勢湾に注ぐ幹川流路延長 11.7 km（法定区間）、流域面積 33.0 km² の二級河川である。

相川は、その源を三重県津市のほぼ中央に位置する農業用のため池、風早池に発し、同市久居北口町・久居相川町を東流しながら天神川、河口部で川関川、月見川等を合わせた後、伊勢湾に注ぐ、流路延長約 6.50km、流域面積約 23.93 km² の二級河川である。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<雲出川水系>

○昭和 34 年 9 月洪水（台風第 15 号、伊勢湾台風）

台風の接近に伴い 1 時間雨量 40～60mm の強い雨が数時間降り続き、記録的な洪水となった。雲出川本川の各所で破堤し、総雨量は川上雨量観測所 525mm、白山雨量観測所 470mm を記録した。流域での洪水被害は、被災家屋約 3,000 戸に及んだ。

○昭和 57 年 8 月洪水（台風第 10 号）

総雨量は 807.5mm、最大日雨量 722.5mm、最大時間雨量 85mm に達し、中村川上流の松阪市嬉野町上小川と津市美杉町下之川の山中を中心に集合豪雨に見舞われた。雲出川は支川中村川で破堤し、流域での洪水被害は被災家屋約 1,400 戸に及んだ。

<外河川>

○昭和49年7月洪水

紀伊半島南方にあった熱帯低気圧がゆっくりと紀伊半島東部を北上したため、津市では、2時間雨量109.5mm、24時間雨量330.5mmの記録的な集中豪雨に見舞われた。毛無川及び前田川が破堤、志登茂川及び毛無川が氾濫し、浸水面積 1,313ha、浸水家屋7,024戸という未曾有の被害となった。安濃川や岩田川では溢水及び内水によりあわせて5千戸をこえる家屋が浸水するという甚大な被害が発生した。

○平成 16 年 9 月洪水（台風第 21 号と前線による集中豪雨）

日雨量としては津地方気象台の観測史上最多となった。志登茂川では、溢水及び内水による浸水被害が発生し、夕方の満潮時になると、横川の近鉄橋梁付近より、越水し横川左岸堤内地へと水が流れ込んだ。

相川流域では、床上浸水 33 戸、床下浸水 180 戸の被害が発生した。

(3) 雲出川外河川の現状と課題

<雲出川水系>

雲出川水系では、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風による甚大な被害を契機として、昭和 36 年に直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成 18 年 9 月に「雲出川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 26 年 11 月に「雲出川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、河口から築堤、河道掘削等が実施されてきており、支川中村川では洪水時に流下阻害となっていた鉄道橋梁の架け替えが行われるなど、洪水被害の軽減が図られている。また、雲出川及び雲出古川の河口部では、昭和 28 年 9 月の台風第 13 号による高潮災害を受け、海岸災害防止事業として三重県から委託を受けた国が、高潮堤防を概成させたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾等高潮対策事業を三重県が実施した。平成 15 年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

＜外河川＞

志登茂川の治水事業としては、昭和34年の伊勢湾台風の被害を受け、伊勢湾等高潮対策事業として防潮堤が築かれた。また、昭和49年の集中豪雨を受けて激甚災害対策特別緊急事業が実施された。

さらに河道改修の懸案区間であった市道江戸橋の改築に関連して、広域基幹河川改修事業により平成13年より着手し、令和元年に完成している。平成27年9月に「志登茂川水系河川整備基本方針」が策定され、平成27年11月に「志登茂川水系河川整備計画」が策定されているところである。

安濃川は昭和34年9月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口からJR橋までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。平成15年3月に「安濃川水系河川整備基本方針」が策定され、平成15年5月に「安濃川水系河川整備計画」が策定されているところである。

岩田川は、昭和34年9月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口からJR橋までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。また、岩田川の支川である三泗川（延長1.25km）は洪水時には安濃川の洪水が三泗堤防より越流してきて、岩田川に流下させる役割も持っているため、安濃川及び岩田川の改修に併せて全川改修を進めていく必要がある。平成15年3月に「岩田川水系河川整備基本方針」が策定され、平成15年5月に「岩田川水系河川整備計画」が策定されているところである。

相川下流部は、昭和28年台風13号により甚大な被害を被り、災害復旧事業により改修が始まり、その後伊勢湾台風の被害を受け、伊勢湾高潮対策事業により高潮堤の築堤及び河川改修がなされている。平成3年からは相川本川の改修に中小河川改修事業として着手している。平成22年6月に「相川水系河川整備基本方針」が策定され、平成22年11月に「相川水系河川整備計画」が策定されているところである。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下の通りである。

- ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水被害が発生する可能性があることや、支川波瀬川は短時間での急激な水位上昇の洪水特性を有しているものの、水害リスクが地域住民に十分に認知されていないため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 津市、松阪市の低平地や河口デルタでは、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整

備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

○「雲出川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフト体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、雲出川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

雲出川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○ <u>洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大外力の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。</u> ○ <u>水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。</u> ○ <u>想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。</u> ● <u>想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。</u> ● <u>ダム下流等、浸水想定がない区域がある。</u>	A
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。 ○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。 ● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	B
<u>避難勧告、避難指示、緊急安全確保</u> の発令基準	○ 市町は、<u>避難勧告、避難指示、緊急安全確保</u>の発令に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令。 ● 避難率を高める必要がある。 ● 発令対象エリアと発令順序について整理を行う必要がある。	C
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。 ● 特別警報発表時など、全ての避難所を同時かつ迅速に開設することが困難である。 ● 浸水区域外への広域避難について未検討である。 ● <u>避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。</u>	D
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難<u>勧告指示</u>等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。 ● 防災行政無線が聞こえにくいという地域住民の意見もあり補完する施設や対策が必要である。 ● 災害時要援護者への情報伝達方法が未検討である。	E

	●避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策が必要である。	
避難誘導体制	○市職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	
	●避難が必要な全ての方の避難誘導体制を構築することが人力的に困難である。	F
	●災害時要援護者への避難誘導方法が未検討である。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHKを通じて津地方気象台から水防管理者に通知がされている。	
	○優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。	
	<u>○危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。</u>	
	●水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」のURLやQRコードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されているとは限らない。	G
河川の巡視区間	○管理区間において、河川管理者や市職員、消防団が巡視を実施している。	
	●巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、水防に関する知識を有しているとは限らない。	H
水防資機材の整備状況	○各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	●備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I
市庁舎等の水害時における対応	○市庁舎支所、消防等の防災機関の施設、学校、コミュニティセンター等、災害時における応急対策活動拠点としての機能の検討を進めている。	
	●災害時に防災拠点となる支所や消防署等の施設が浸水区域内に存在する。	J

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生によ	

	る出動体制を確保している。	K
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	
	● 自治体排水施設は農林、下水道、建設の各部局に分散しており、運用方法については連携しながら検討をする必要がある。	

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削を実施している。	L
	<u>○堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。</u>	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で概ね5年で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

雲出川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

※本取組方針を下記の既存の取組方針を踏襲している。既存の取組の目標時期については、下記取組方針にて設定した時期を目標とする。

——・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく雲出川水系の減災に係る取組方針

作成委員会：三重四川災害対応連絡会 雲出川委員会

作成年月日：平成28年8月29日 目標時期：平成32（令和2）年度まで

——・雲出川圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組

作成委員会：雲出川圏域県管理河川水防災協議会

作成年月日：平成29年5月30日 目標時期：平成32（令和2）年度まで

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. **逃げ遅れゼロ避難行動の確実化**に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を策定・公表し、市町に説明を実施	A	実施済み R42年度 三重河川国道 県
・想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	A	R4年度 県
・水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）	A	引き続き実施 県、市
・ダム下流部の浸水想定区域図を策定・公表	A	実施済み 県
・内水浸水想定区域図を作成	A	今後検討予定 市
・計画規模の氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	R1年度 三重河川国道
・想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	引き続き実施 実施済み R2年度 三重河川国道 県
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	引き続き実施 R4年度 市
・首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施 市
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施 市
・小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承を実施するほか、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市
・実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進	D,E,F	引き続き実施 三重河川国道、 県、市
・SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市、鉄道会社
・共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施 三重河川国道、 県、市
・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施 三重河川国道、 県、市
・企業等と連携した避難体制等の確保	E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項		

・避難 勧告 <u>指示</u> の発令等に着目したタイムラインの策定 見直し	C	<u>必要に応じて実施実施済み</u>	三重河川国道、 県、市、津地方気象台 <u>県、市</u>
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成 見直し	C	<u>必要に応じて実施実施済み</u>	三重河川国道、市
・想定最大規模浸水想定区域を踏まえた避難 勧告 <u>指示</u> 等の発令基準の見直し	C	<u>必要に応じて実施R1年度</u>	市
・避難 勧告 ・指示・ <u>緊急安全確保</u> の発令対象エリアと発令順序の検討	C	<u>引き続き実施R2年度</u>	三重河川国道、県、市
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	<u>引き続き実施R1年度</u>	市
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	D	必要に応じて実施	三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、津地方気象台、県、市
・水門開閉訓練の実施	K	<u>毎年度実施引き続き実施</u>	県、市
・三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用した早期の情報共有	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、 <u>Lアラート、L字放送を用いた情報発信</u>	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施	三重河川国道、県
・ <u>避難のためのダム放流情報提供</u>	<u>A,E,F</u>	<u>引き続き実施</u>	<u>県</u>
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施	<u>市町</u>
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項			
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市
・水位、雨量情報の更なる周知	B,E	<u>引き続き実施実施済み</u>	県、市
・避難 勧告 <u>指示</u> 等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達	C,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市
・ <u>ダム放流警報設備等の耐水化や改良</u>	<u>A,L</u>	<u>実施済み</u>	<u>県</u>
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	H28年度から検討	市
・ <u>防災気象情報の改善</u>	<u>E,G</u>	<u>必要に応じて実施</u>	<u>津地方気象台</u>

3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取り組み

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 市
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	<u>毎年度、出水期までに実施引き続き実施</u> 三重河川国道、県、市

・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力団体の募集・指定を促進。	G,H,I	引き続き実施	三重河川国道、市
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標、 <u>簡易型河川監視カメラ</u> 等の設置	G	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	J	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項			
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	K	<u>必要に応じて見直し</u> <u>H29年度から</u> <u>検討実施</u>	三重河川国道、 県、市
・排水計画に基づく排水訓練の実施	K	<u>引き続き実施</u> <u>H30年</u> <u>度から</u> <u>検討実施</u>	三重河川国道、 県、市
・堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	K	引き続き実施	三重河川国道、市
・施設・庁舎の耐水化	K	必要に応じて実施	三重河川国道、 県、市
・水害BCP（事業継続計画）の作成	K	必要に応じて実施	三重河川国道、 県、市

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
・ <u>下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合におけるダム、排水施設の操作方法等、危機管理運用（事前放流等の実施、体制構築）</u>	<u>K</u>	<u>引き続き実施</u> <u>県</u>
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	L	<u>引き続き実施</u> <u>R2年</u> <u>度</u> <u>H29年度から実施</u> 三重河川国道 県
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの <u>治水安全を向上させる洪水を安全に流すためのハード対策</u>	L	<u>R2年度</u> 引き続き実施 三重河川国道、 県
・ <u>下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用</u>	<u>K</u>	<u>引き続き実施</u> <u>県</u>
・ダムの操作規則の点検	K	<u>引き続き実施</u> <u>H30年</u> <u>度から実施</u> 県
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施 三重河川国道、県
・多数の家屋や重要施設等の保全対策（ <u>樹木伐採、河道掘削等の実施</u> ）	J,L	引き続き実施 三重河川国道、 <u>県、市</u>
・ <u>立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討</u>	<u>J,L</u>	<u>引き続き実施</u> <u>市</u>

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知	L	<u>引き続き実施</u> <u>区域指</u> <u>定後</u> 三重河川国道、 県、市、 <u>津地方気象台</u>

・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	L	引き続き実施	県、市、 津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,L	引き続き実施	県、市、 津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
櫛田川外河川の減災に係る取組方針
(案)

令和3年 12月 〇〇日

櫛田川外大規模氾濫減災協議会

松阪市、多気町、明和町、三重県県土整備部、三重県松阪建設事務所、
三重県 松阪地域防災総合事務所、気象庁津地方気象台、
国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、蓮ダム管理所、
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	<u>4</u>
3. 櫛田川外河川の概要と主な課題	<u>5</u>
4. 現状の取組状況と課題	<u>9</u>
5. 減災のための目標	<u>12</u>
6. 概ね5年間で実施する取組	<u>13</u>
7. フォローアップ	<u>16</u>

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

櫛田川水系においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 1 市 2 町（松阪市、多気町、明和町）、三重県、気象庁津地方気象台、国土交通省三重河川国道事務所、蓮ダム管理所で構成される三重四川災害対応連絡会櫛田川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

櫛田川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う松阪市、多気町、明和町、国土交通省、気象庁津地方気象台、三重県が「櫛田川圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、概ね5年間で構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの取り組み進捗を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの「櫛田川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）としてをとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 公表済もしくは公表予定の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図における浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。
- 下流部の沿川の低平地では、堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性があり、また、流域が小さく、急激に水位上昇をする流出特性がある河川も存在する。このことから、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、これらのケースにおける避難指示勧告の発令等に着目したタイムラインを策定のうえ、タイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 洪水を安全に流下させる治水安全度を向上させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等を重点的に実施する。に加え、危機管理型ハード対策として堤防天端の保護等に取り組む。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有す

るとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第 3 条を根拠として本協議会において作成したものである。(※本協議会で対象とする櫛田川外河川とは下表の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	櫛田川水系
二級水系	碧川水系 三渡川水系 阪内川水系 金剛川水系 中川水系 笹笛川水系 大堀川水系 外城田川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部地方整備局 蓮ダム管理所 所長	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	松阪建設事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
市町	松阪市 市長	
	多気町 町長	
	明和町 町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

3. 櫛田川外河川の概要と主な課題

(1) 櫛田川外河川の概要と氾濫特性

<櫛田川水系>

櫛田川水系は、三重県中部に位置し、蓮川等の支川を合わせながら伊勢平野に出て佐奈川を合わせた後、松阪市法田で祓川を分派し伊勢湾に注ぐ幹川流路延長 87 km、流域面積 436km² の一級河川である。

氾濫域には、松阪市、多気町、明和町の 1 市 2 町があり、JR 紀勢本線、JR 参宮線、近鉄山田線、国道 23 号、42 号、166 号等の県内主要都市、名古屋や大阪方面を結ぶ動脈が発達している。流域の主要産業は電気機械産業（電子部品）、農業（松阪肉牛、茶、椎茸）、食品産業（海苔）等で、また、多気町の多気クリスタルタウンをはじめとし、松阪市や明和町でも工業団地の整備が進められ、この地方の社会・経済の中樞が広がっている。

一方、櫛田川流域の地形は、本川上流部の山地部と本川中流の河岸段丘、及び本川下流の松阪市の市街地を中心とする平野部とに大別され、中流部は掘込河道区間となっており、河岸侵食による家屋の倒壊・流失等の可能性がある。また、下流部は低平地が広がっており、一度堤防決壊による氾濫が起これば、氾濫流が拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があるなどの氾濫特性をもつことから、その被害は甚大となることが想定される。また、支川佐奈川については、流域面積が 20km² にも満たない小流域で降った雨が一気に流出する特性がある。

また、櫛田川流域は日本有数の多雨地帯である大台ヶ原に隣接し、上流部での年平均降水量が約 2,500 mm を越えているため古くから洪水災害が発生してきた。

<外河川>

三渡川は、その源を三重県松阪市小阿坂町の鉢ヶ峰に発し、松阪市西部を東流しながら、岩内川、堀坂川、百々川等の支川を合流した後、松阪市松崎浦において伊勢湾に注ぐ、流路延長約 21.1 km、流域面積約 54.31 km² の二級河川である。

その流域は、三重県の中央部に位置し、松阪市の 1 市からなり、山地部は針葉樹の植林が広がり、中上流域から下流部にかけて水田地帯の集落を縫うように流下し、下流部の感潮・汽水域には広大な干潟が形成されるなど、豊かな自然環境を有している。

金剛川は、松阪市の中心部に広がる松阪低地を形成した河川で、その源は山室町妙楽寺の南にあり、山室山及び山室町を過ぎると東に向かって流れ、久保町焼橋付近までは用水路となり北に向い、垣鼻町や朝田町方面では堤防がある河川となる。その後、西野々町で真盛川と名古須川を合わせ、高須町で勢々川を合わせ、河口部で愛宕川を合わせて、大口の入江から海に注ぐ、総流路延長 21.7km、流域面積 50.92km² の二級河川である。

笹笛川は、三重県多気郡明和町池村及び三重県度会郡玉城町上田辺に位置する農業用ため池斎宮調整池に源を発し、明和町中央部を北西方向へ流れ、伊勢湾に注ぐ二級河川で、流域面積 13.2km²、流路延長は河口から斎宮調整池までが約 11.2km の二級河川である。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

< 櫛田川水系 >

○昭和 34 年 9 月洪水（台風第 15 号、伊勢湾台風）

台風の接近に伴い 1 時間雨量 40～60mm の強い雨が数時間続き、記録的な洪水となった。櫛田川本川の各所で破堤し、流域での洪水被害は、被災家屋約 3,800 戸に及んだ。

○昭和 57 年 8 月洪水（台風第 10 号）

台風の接近に伴い断続的な強い雨が降り、総雨量は蓮観測所 673mm、宮前観測所 462mm、粥見観測所 473mm を観測し櫛田川本川上流域を中心に豪雨となった。流域での洪水被害は、被災家屋 13 戸であった。

○平成 6 年 9 月洪水（台風第 26 号）

流域で最大 1 時間雨量 40～60mm を記録し、総雨量は波瀬観測所 552mm を観測した。櫛田川下流部において計画高水位を上回り、漏水が発生するなど堤防が危険な状態であった。大臣管理区間の洪水被害は、被災家屋 5 戸であった。

< 外河川 >

三渡川の流域で発生した主要な洪水被害としては、平成 5 年 11 月に百々川にて越水し、床下浸水 20 戸の被害が生じている。平成 12 年 9 月の東海豪雨では床下浸水 56 戸、床上浸水 5 戸の被害が生じている。最近では、平成 16 年 9 月の台風 21 号の襲来により、百々川の越水による道路の冠水や、内水氾濫により床下浸水 119 戸、床上浸水 28 戸の被害が生じた。

金剛川の流域で発生した主要な洪水被害としては、昭和 42 年 10 月の台風 34 号による名古屋川の破堤、昭和 46 年 8 月から 9 月の台風 23、25、26 号と秋雨前線による金剛川の破堤、昭和 47 年 9 月の台風 20 号と豪雨による内水、及び昭和 51 年 9 月の台風 17 号と豪雨による愛宕川・名古屋川の溢水がある。

このうち、昭和 42 年 10 月の台風では名古屋川が破堤するなど内水被害を含めた浸水家屋 1,597 戸に加え、倒壊家屋 246 戸に及ぶ被害が発生した。また、昭和 46 年 8 月から 9 月の台風及び秋雨前線においても、金剛川の破堤により 1,691 戸の浸水被害にみまわれた。

笹笛川の流域で発生した主要な洪水被害としては、昭和 47 年 9 月台風 20 号、昭和 49 年 7 月集中豪雨、昭和 51 年 9 月台風 17 号、昭和 57 年 9 月台風 18 号、平成 2 年 9 月台風 19 号等による家屋浸水を伴う浸水被害が挙げられる。昭和 49 年 7 月の集中豪雨では、浸水面積 492ha、浸水家屋 41 戸の被害が生じている。

(3) 櫛田川の現状と課題

< 櫛田川水系 >

櫛田川水系での本格的な治水事業は、昭和 7 年に三重県により着手され、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風による甚大な被害を契機として、昭和 37 年から直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成 15 年 10 月に「櫛田川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 17 年 8 月に「櫛田川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、河口からの築堤、漏水対策等が実施されてきており、平成 3 年には蓮ダムが完成するなど、洪水被害の軽減が図られている。また、河口部では、昭和 28 年 9 月の台風第 13

号による高潮災害を受け、海岸災害防止事業として三重県から委託を受けた国が、高潮堤防を概成させたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾等高潮対策事業を三重県が実施した。平成 15 年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

＜外河川＞

三渡川における治水事業は、昭和 40 年から災害関連事業として部分的な改修が行われ、昭和 47 年からは堀坂川合流点から JR 名松線まで局部改良事業が行われた。昭和 51 年より中小河川改修事業として着手し、現在は広域河川改修事業として改修を進めている。

百々川は、昭和 52 年より高潮対策として排水機場及び松ヶ崎水門が改修された。昭和 63 年より小規模河川改修として着手し、現在は広域河川改修事業として改修を進めている。平成 20 年 9 月に「三渡川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 21 年 1 月に「三渡川水系河川整備計画」が策定されているところである。三渡川流域内における治水事業は実施されているものの、流下能力の小さい狭窄部の存在、河積不足を起こしている鉄道橋・道路橋の存在等、現況河道には課題が残されている。

金剛川は、昭和 42 年の災害を契機に上流から下流にかけて災害復旧事業が実施されてきた。このほか、昭和 42 年から小規模河川改修事業、及び昭和 48 年から中小河川改修事業が実施された。平成 29 年 4 月に「金剛川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 29 年 10 月に「金剛川水系河川整備計画」が策定されているところである。

笹笛川の治水事業としては、昭和 34 年の伊勢湾台風を契機として、伊勢湾高潮対策事業として河口から八木戸樋門（現在の笹笛川防潮水門）までの改修が行われた。また、昭和 54 年から八木戸樋門から国道 23 号までの延長約 1.9km の改修が実施され、平成 4 年度から国道 23 号より上流延長約 3.4km 区間の改修を暫定計画として実施している。平成 29 年 10 月に「笹笛川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 30 年 2 月に「笹笛川水系河川整備計画」が策定されているところである。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

○ハード対策が進むにつれ、地域の洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。

○一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生、また氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有しているが、水害リスクが地域住民に十分に認識されていないため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

○下流部の沿川の低平地では、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

○「櫛田川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフト一体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、櫛田川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

櫛田川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○ <u>洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大外力の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。</u> ○ <u>水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。</u> ○ <u>想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。</u> ● <u>想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。</u> ● <u>ダム下流等、浸水想定がない区域がある。</u>	A
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。 ○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。 ● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	B
<u>避難勧告、避難指示、緊急安全確保</u> の発令基準	○ 市町は、<u>避難勧告、避難指示、緊急安全確保</u>の発令に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令。 ● 住民の安全で確実な避難のために、深夜や早朝を避けての避難勧告等を発令するタイミングや発令対象エリア、発令順序の整理が必要。	C
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。 ● 浸水想定区域内に避難所が立地している地区もあり、浸水区域外への広域避難について検討がされていない。 ● 避難所の収容人数の確保が必要である。 ● <u>避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。</u>	D
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難<u>勧告指示</u>等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。	

	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	E
	● 避難情報の情報伝達手段が住民に十分浸透していない可能性がある。また、災害時要援護者への情報伝達方法の検討が不十分である。	
	● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策を充実させるが必要である。	
避難誘導體制	○ 市町職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	F
	● 夜間、荒天時には、避難誘導時の誘導者及び住民双方の安全の確保が必要である。	
	● 災害時要援護者への避難誘導方法の検討が不十分である。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHK を通じて津地方気象台から水防管理者に通知がされている。	
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防を担う消防団等と現地を確認している。	
	<u>○危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。</u>	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを周知しているが、必ずしも活用されていない。	G
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市職員、消防団が巡視を実施している。	
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、全ての人が水防に関する十分な知識を有している訳ではない。	H
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題
----	-------

排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	J

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削を実施している。	
	<u>○堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。</u>	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	K
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で概ね5年で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

橿田川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

※本取組方針を下記の既存の取組方針を踏襲している。既存の取組の目標時期については、下記取組方針にて設定した時期を目標とする。

—・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく橿田川水系の減災に係る取組方針

作成委員会：三重四県災害対応連絡会 橿田川委員会

作成年月日：平成28年8月23日 目標時期：平成32（令和2）年度まで

—・橿田川圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組

作成委員会：橿田川圏域県管理河川水防災協議会

作成年月日：平成30年3月27日 目標時期：平成33（令和3）年度まで

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. **逃げ遅れゼロ避難行動の確実化**に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表し、市町に説明を実施	A	R4年度実施済み R2年度 三重河川国道 県
・ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	A	R4年度 県
・ 水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）	A	引き続き実施 県、市町
・ ダム下流部の浸水想定区域図を策定・公表	A	R2年度 蓮ダム
・ 内水浸水想定区域図を作成	A	今後検討予定 R3年度 市町
・ 浸水実績等の把握	A	引き続き実施 市町
・ 計画規模の氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	R1年度 三重河川国道
・ 想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	引き続き実施 実施済み R2年度 三重河川国道 県
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	引き続き実施 R2年度 市町
・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施 市町
・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施 市町
・ 小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承を実施するほか、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・ 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進	D,E,F	引き続き実施 R3年度 三重河川国道、県、市町
・ SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町、 鉄道会社
・ 共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・ 高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・ 企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施 三重河川国道、県、市町

■ 水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
--------	------	------

■情報伝達、避難計画等に関する事項			
・避難指示勧告の発令等に着眼したタイムラインの <u>見直し策定</u>	C	<u>必要に応じて 実施【直轄河 川】 実施済み 【県管理河川】 R4年度 出水期前</u>	三重河川国道、 <u>県、 市町</u> 、津地方気象台、 <u>県、 市町</u> 県、市町
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの <u>見直し作成</u>	C	<u>必要に応じて 実施実施済み</u>	三重河川国道、市町
・想定最大浸水想定区域を踏まえた避難指示勧告等の 発令基準の見直し	C	必要に応じて 実施	市町
・避難指示・緊急安全確保勧告等の発令対象エリア と発令順序の検討	C	<u>引き続き実施 実施済み R2年度</u>	三重河川国道、 <u>県、市町</u>
・水害時に着眼した指定避難場所の見直し	D	<u>引き続き実施 R4年度 実施済み</u>	松阪市 多気町、明和町
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーション の整備	D	必要に応じて 実施	三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための 洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期 までに実施	三重河川国道、 津地方気象台、県、市町
・水門開閉訓練の実施	K	<u>毎年度 実施引き続き 実施</u>	三重河川国道、県、市町
・三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報 連絡室」を活用した早期の情報共有	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、 <u>Lアラ ート、L字放送を用いた情報発信</u>	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施	三重河川国道、蓮ダム、 県
<u>・避難のためのダム放流情報提供</u>	E	<u>引き続き実施</u>	<u>蓮ダム</u>
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施	<u>市町蓮ダム</u>
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項			
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援す るため、スマートフォンを活用したリアルタイム情 報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・水位、雨量情報の更なる周知	B,E	<u>引き続き実施 実施済み</u>	県、市町
・避難勧告等の発令判断を的確に行うための水位情 報の共有と伝達	C,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線 の補強などの施設（ハード）整備	D	引き続き実施	市町
・防災気象情報の改善	E,G	<u>必要に応じて 実施引き続き 実施</u>	津地方気象台
・ダム放流警報設備等の耐水化や改良	A,K	<u>必要に応じて 実施 R2年度</u>	蓮ダム

3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取 組

主な取組項目	目標時期	取組機関
--------	------	------

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施	市町
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、県、市町
・迅速かつ的確な水防活動のための水防関係者間での連携・協力、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	毎年度、出水期までに実施引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力団体の募集・指定を促進	G,H,I	引き続き実施	三重河川国道、市町
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	J	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項			
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	J	必要に応じて見直し、H29年度から検討実施	三重河川国道、県、市町
・排水計画に基づく排水訓練の実施	J	引き続き実施、H30年度から検討実施	三重河川国道、県、市町
・堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	J	引き続き実施	三重河川国道、市町
・施設・庁舎の耐水化	J	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町
・水害BCP（事業継続計画）の作成	J	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合におけるダムの操作方法等、危機管理運用（事前放流等の実施、体制構築）	K	引き続き実施 蓮ダム
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	K	引き続き実施 R2年度 R3年度までに着手予定 三重河川国道 県
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させる洪水を安全に流すためのハード対策	K	R2年度 引き続き実施 三重河川国道、 県
→下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用	K	R1年度 蓮ダム
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,K	引き続き実施 R2年度 三重河川国道、県、市町
・多数の家屋や重要施設等の保全対策（樹木伐採、河道掘削等の実施）	J,K	引き続き実施 R2年度 三重河川国道、県、 市町
・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討	K	引き続き実施 市町

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
・ 想定される土砂災害リスクの周知	K	<u>引き続き実施</u> <u>区域指定後</u>	<u>三重河川国道、県、市町、</u> <u>津地方気象台</u>
・ 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	K	引き続き実施	県、市町、津地方気象台
・ 早めの避難につなげる啓発活動	E,K	引き続き実施	県、市町、津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
宮川外河川の減災に係る取組方針
(案)

令和3年 12月 〇〇 ~~12~~日

宮川外大規模氾濫減災協議会

伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、
三重県県土整備部、三重県伊勢建設事務所、三重県松阪建設事務所、
三重県松阪地域防災総合事務所、三重県南勢志摩活性化局、
気象庁津地方气象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	4
3. 宮川外河川の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況と課題	8
5. 減災のための目標	11
6. 概ね5年間で実施する取組	12
7. フォローアップ	15

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通大臣から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

宮川水系においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 1 市 1 町（伊勢市、玉城町）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会宮川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

宮川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重県が「宮川圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防

防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、概ね5年間で構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの取り組み進捗を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの「宮川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）としてをとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 平成28年度中に公表予定の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図における、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。
- 下流部での沿川の低平地では堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性があるため、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、避難勧告指示の発令等に着目したタイムラインを策定のうえ、タイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 洪水を安全に流下させる治水安全度を向上させるための堤防整備等を重点的に実施する。に加え、危機管理型ハード対策として堤防天端の保護等に取り組む。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第3条を根拠として協議会において作成したものである。

(※協議会で対象とする宮川外河川とは次頁の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	笹笛川水系 大堀川水系 江川水系 外城田川水系 神津佐川水系 泉川水系 五ヶ所川水系 中の谷川水系 伊勢路川水系 大江川水系 河内川水系 村山川水系 小方川水系 古和川水系 奥川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	松阪建設事務所 所長	
	伊勢建設事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
	南勢志摩地域活性化局 局長	
市町	伊勢市 市長	
	多気町 町長	
	玉城町 町長	
	大紀町 町長	
	度会町 町長	
	大台町 町長	
	南伊勢町 町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

3. 宮川外河川の概要と主な課題

(1) 宮川外河川の概要と氾濫特性

<宮川水系>

宮川水系は、三重県の南部に位置し、大内山川等の支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し、伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 91km、流域面積 920km² の一級河川である。

氾濫域には、三重県伊勢市、玉城町の 1 市 1 町があり、伊勢自動車道、一般国道 23 号、近鉄山田線、JR 参宮線等のこの地方の根幹をなす交通網が発達しており、これらの整備に伴って海岸地域における工業立地や、年間 800 万人以上が訪れる伊勢神宮を核とした観光地化が進んでいる。また、古くから伊勢神宮との関わりが深く、神宮につながる渡し跡も残り、勢田川沿いの問屋街は、歴史的構造物を保存したまちづくりが進められており、宮川下流部には複数の土木遺産が現存するなど、この地域における社会・経済の中核が拡がり、文化の基盤を成している。

一方、宮川流域の地形は、上流域は概ね紀伊山地によって占められており、1,000m を超える標高の山々に囲まれており、中流域に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、下流域は JR 参宮線宮川橋付近から河口部にかけて三角州が広がり本川内にも特徴的な中州がある。下流部は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があり、甚大な被害が発生するリスクを有している。

また、宮川流域は、日本有数の多雨地帯である大台ヶ原が源流にあることから、年平均降水量は山間部で 3,400mm 以上、平野部で約 2,000～2,500mm となることから古くから洪水災害が発生してきた。

<外河川>

支川五十鈴川は、三重県伊勢市の八称宣山（標高 426m）に源を発し、皇大神宮（内宮）の端を流れ、朝熊川等の支川を合わせて、五十鈴川派川を分派し、河口付近で支川の勢田川・大湊川を合わせ、伊勢湾に注いでいる。桧尻川は、勢田川に流入する小支川であり、豊受大神宮（外宮）の南側に位置する高倉山（117m）に源を発し、都市排水や農業排水を受け流下し勢田川に合流する。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<宮川水系>

○昭和 49 年 7 月 7 日洪水（台風第 8 号及び集中豪雨（七夕災害））

雨量は三重県南部で 300～500mm に達した。大台山系には連続降雨 850mm 以上、さらにこの地域に端を発する水系に局地的な豪雨をもたらし、伊勢市周辺を中心に浸水被害、山・崖崩れが発生した。7 日に勢田川が氾濫し、伊勢市の広域が浸水した。被害は、浸水面積約 3,100ha、被災家屋約 14,000 戸であった。

○昭和 57 年 8 月洪水（台風第 10 号）

宮川観測所で総雨量 580mm 以上の大雨があり、伊勢市を中心に被害が発生した。被害は、浸水面積約 1,000ha、被災家屋約 2,500 戸であった。

○平成 16 年 9 月洪水（台風第 21 号）

宮川村（現 多気郡大台町）では 1 時間に 139mm の猛烈な雨を観測した。また、宮川雨量観測所でも、最大時間雨量 119mm、総雨量 753mm を記録した。基準地点の岩出で昭和 50 年の観測開始後最高水位である 10.16m を記録し、中島・大倉地区の無堤地区で越水し、洪水被害は被災家屋約 300 戸、浸水面積約 200ha であった。

○平成 23 年 9 月洪水（台風第 12 号）

降り始めからの総降水量は、宮川雨量観測所 1630mm を記録する記録的な大雨となった。洪水被害は被災家屋 196 戸、浸水面積 316ha であった。

○平成 29 年 10 月洪水（台風第 21 号）

宮川下流で年間降水量の約 1/4～1/3 の雨量を記録し、勢田川流域では甚大な被害が発生した七夕豪雨の累積雨量を大幅に上回る 584mm となった。伊勢市内では、満潮と台風による高潮・大雨のピークがほぼ同時に発生した影響もあり、雨量排水不良による浸水に加えて、勢田川・桧尻川・汁谷川からの氾濫も生じ、家屋浸水と店舗浸水を合わせて約 1,800 棟以上の浸水被害が発生した。

<外河川>

○平成 23 年 9 月洪水（台風第 12 号）

上流の気象庁の宮川観測所で 1 時間に 89mm の猛烈な雨を観測し、降り始めからの総雨量が 1,600mm 以上（8 月 31 日～9 月 5 日）に達し、中島・大倉地区において、越水および内水氾濫による浸水が生じ、床上浸水家屋 17 戸、床下浸水家屋 14 戸の被害が生じた。大内山川流域の被害状況は、地域交流センター及び阿曾公民館を含め、床上浸水 52 戸、床下浸水 59 戸、家屋損壊（半壊）2 戸が生じた。

○平成 29 年 10 月洪水（台風第 21 号）

小俣雨量観測所において観測史上最大の 539mm を記録し、外城田川上流部では、計画雨量の 2 倍を超える雨量に相当し、堤防からの越水などにより床上浸水家屋 278 戸、床下浸水家屋 250 戸の被害が生じた。

（3）宮川外河川の現状と課題

<宮川水系>

宮川水系での本格的な治水事業は、昭和 13 年 8 月洪水を契機として、三重県が岩出から下流の中小河川改修工事に着手した。その後、昭和 49 年 7 月洪水を契機に、昭和 50 年に一級河川の指定を受け、直轄河川改修事業が始められた。その後、平成 19 年 11 月に「宮川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 27 年 11 月に「宮川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、昭和 32 年に宮川ダムが完成し、昭和 49 年 7 月洪水の被害が甚大であった勢田川については、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が実施され、浚渫や引堤、護岸整備等が行われ勢田川防潮水門・排水機場も完成している。また、平成 6 年 9 月洪水、平成 16 年 9 月洪水で中流部右岸側の無堤地区で浸水被害が発生したが、浸水被害を解消することを目的とした床上浸水対策特別緊急事業により築堤

護岸や河道掘削等が実施され、洪水被害の軽減が図られてきている。また、宮川、五十鈴川、勢田川の河口部では、昭和 28 年 9 月の台風第 13 号による高潮災害を受け、高潮対策事業が実施されたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾高潮対策事業を三重県が実施した。平成 15 年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに大湊川において堤防の耐震対策が実施されてきている。

＜外河川＞

五十鈴川は、昭和 21 年から同 23 年にかけて直轄事業として改修工事を実施、同 24 年から三重県において中小河川改修事業として引き続き事業を実施している。

桧尻川は、堤内地盤が勢田川の計画洪水位よりも低く、流下能力も小さいことから内水氾濫が続いていたが、平成 19 年度までに桧尻川排水機場を完成させるとともに、桧尻橋下流の暫定改修を完了している。

大内山川は、昭和 49 年 7 月の台風 8 号で、大きな被害を受けたのを契機に、昭和 54 年度より改修が進められてきている。また、平成 23 年 9 月台風 12 号の被害を受け、阿曽地区の約 1.0km を対象に災害関連事業を実施している。

宮川水系における治水事業は実施されているものの、五十鈴川（派川含む）や桧尻川、大内山川では、流下能力不足等の課題が残されている。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生など、水害リスクが地域住民に十分に認知されていないため、的確な避難行動のために 必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 下流部の低平地では、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

○「宮川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフト一体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、宮川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

宮川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○ <u>洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大外力の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。</u>	A
	○ <u>水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。</u>	
	○ <u>想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。</u>	
	● <u>想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。</u>	
	● <u>ダム下流等、浸水想定がない区域がある。</u>	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	B
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	
<u>避難勧告、避難指示、緊急安全確保</u> の発令基準	○ 市町は、 <u>避難勧告、避難指示、緊急安全確保</u> の発令に関する基準に基づき発令。	C
	● 避難勧告発令等の判断、伝達マニュアルの見直しが必要となっている。	
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	D
	○ 指定緊急避難所をハザードマップに安全度ランクを付けている。	
	● 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図により浸水エリアが更新されるため、指定緊急避難場所の安全度の見直しが必要。	
	● <u>避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。</u>	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難 <u>勧告指示</u> 等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。	E
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	

	● 高齢者等は、メール、最新システム等の利用が難しい。防災無線も台風時は暴風や豪雨により聞きとりにくいことから、自ら避難情報を取得してもらえよう啓発が必要である。 ● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策が必要である。	
避難誘導體制	○ 市町職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。 ● 避難対象区域の規模が大きい地区は、消防団、職員の人数も限られており、現場での呼びかけだけは避難誘導が困難である。 ● 避難誘導の体制は確立されているが、これに即した避難訓練が未実施であるため、訓練の充実を図る必要がある。	F

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHK 等を通じて住民に周知している。 ○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。 ○ <u>危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。</u> ● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されているとは限らない。	G
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市町職員、消防団が巡視を実施している。 ● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、水防に関する知識を有しているとは限らない。	H
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。 ○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。 ● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平	

作・運用	常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	J

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備等を実施している。	
	<u>○堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。</u>	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	K
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で概ね5年で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

宮川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

※本取組方針を下記の既存の取組方針を踏襲している。既存の取組の目標時期については、下記取組方針にて設定した時期を目標とする。

—・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく宮川水系の減災に係る取組方針

作成委員会：三重四国災害対応連絡会 宮川委員会

作成年月日：平成28年10月17日 目標時期：平成32（令和2）年度まで

—・宮川圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組

作成委員会：宮川圏域県管理河川水防災協議会

作成年月日：平成30年5月18日 目標時期：平成33（令和3）年度まで

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 逃げ遅れゼロ避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表し、市町に説明を実施	A	実施済み R42年度 三重河川国道 三重県
・ <u>想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定</u>	A	R4年度 県
・ <u>水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）</u>	A	引き続き実施 県、市町
・ <u>ダム下流部の浸水想定区域図を策定・公表</u>	A	R1年度 三重県
・内水浸水想定区域図を作成	A	引き続き実施 R3年度 市町
・ <u>計画規模の氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表</u>	A	R1年度 三重河川国道
・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	引き続き実施 実施済み R2年度 三重河川国道 三重県
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	引き続き実施 R3年度 市町
・首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施 市町
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施 必要に応じて実施 市町
・小学生も理解しやすいテキストを作成し、 <u>継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承の実施するほか</u> 、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・ <u>実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進要配慮者の避難計画の策定及び訓練の促進</u>	D,E,F	引き続き実施 R4年度 三重河川国道、 県、市町
・ <u>SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信</u>	E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町、鉄道会社
・水害危険性（浸水状況等）の確認・周知（ <u>簡易浸水センサーやスマートメータ等を活用した浸水状況検知</u> ）	E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項		
・避難指示勧告の発令等に着目したタイムラインの見直し策定	C	必要に応じて実施 R4年度出水期までに実施 三重河川国道、津地方気象台、県、市町、津地方気象台
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	C	引き続き実施 三重河川国道、市町
・H28年度中に公表予定の想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難指示勧告等の発令基準の見直し	C	必要に応じて実施 市町
・避難勧告・指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順序の検討	C	引き続き実施 必要に応じて実施 三重河川国道、県、市町
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	R3年度 市町
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	D	必要に応じて実施 三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、津地方気象台、県、市町
・水門閉鎖訓練の実施	K	毎年度実施 引き続き実施 県、市町
・三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施 三重河川国道、県
・避難のためのダム放流情報提供	A,E,F	引き続き実施 県
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施 市町 三重河川国道、県
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項		
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・水位、雨量情報の更なる周知	B,E	引き続き実施 実施済み 県、市
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	引き続き実施 市町
・防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて実施 H29年7月から実施 津地方気象台
→ダム放流警報設備等の耐水化や改良	A,L	必要に応じて実施 三重河川国道、県

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 市町

・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、 県、市町
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	毎年度、出水期までに実施	県、市町
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力団体の募集・指定を促進。	G,H,I	引き続き実施	市町
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標、 <u>簡易型河川監視カメラ</u> 等の設置	G	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	J	引き続き実施	市町
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項			
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した三重河川国道事務所管内排水計画を作成	J	<u>必要に応じて見直し、H29年度から検討実施</u>	三重河川国道、 県、市町
・排水計画に基づく排水訓練の実施	J	<u>引き続き実施、H30年度から検討実施</u>	三重河川国道、 県、市町
・堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	J	引き続き実施	三重河川国道、市町
・施設・庁舎の耐水化	J	<u>必要に応じて実施済み実施</u>	三重河川国道、 県、市町
・水害BCP（事業継続計画）の作成	J	<u>必要に応じて実施実施済み</u>	三重河川国道、 県、市町
■ダムの危機管理型の運用方法の高度化			
・下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における <u>ダムの操作方法等、危機管理運用（事前放流等の実施、体制構築）</u>	-	引き続き実施	県

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

4）河川管理者等が実施する防災施設の整備ハード対策・被害減少のための対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	L	<u>引き続き実施、R3年度までに着手検討</u>	<u>三重河川国道、県</u>
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの <u>治水安全を向上させる洪水を安全に流すためのハード対策</u>	K	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県
・多数の家屋や重要施設等の保全対策（ <u>樹木伐採、河道掘削等の実施</u> ）	J,L	引き続き実施	三重河川国道、県、 市町
・ <u>立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討</u>	K	<u>引き続き実施</u>	市町

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5）土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取り組み

主な取組項目		目標時期	取組機関
・ 想定される土砂災害リスクの周知	K	<u>引き続き実施</u> <u>区域指定後</u>	三重河州国道、 県、市町、 <u>津地方気象台</u>
・ 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	K	引き続き実施	県、市町、 津地方気象台
・ 早めの避難につなげる啓発活動	E,K	引き続き実施	県、市町、 津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。